

平成27年第2回竹原市議会定例会会議録

平成27年第2回竹原市議会定例会日程

日 程	議案番号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
	(1) 報告第1号	平成26年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書について
	(2) 報告第2号	平成26年度竹原市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
	(3) 報告第5号	竹原流通センター株式会社の経営状況について
日程第 4		一般質問
日程第 5	報告第 3号	竹原市税条例等の一部改正について
日程第 6	報告第 4号	竹原市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7	議案第34号	監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 8	議案第35号	損害賠償の額を定めることについて
日程第 9	議案第36号	財産の無償貸付けについて
日程第10	議案第37号	市長の給与の特例に関する条例案
日程第11	議案第38号	竹原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
日程第12	議案第39号	竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
日程第13	議案第40号	竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
日程第14	議案第41号	平成27年度竹原市一般会計補正予算(第1号)
日程第15	発議第27-4号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
日程第16	発議第27-5号	年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書(案)
日程第17	発議第27-6号	「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」の制定に反対する意見書(案)

平成27年第2回竹原市議会定例会議事日程 第1号

平成27年6月23日（火） 午前10時開会

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

(1) 報告第1号 平成26年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書について

(2) 報告第2号 平成26年度竹原市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

(3) 報告第5号 竹原流通センター株式会社の経営状況について

日程第 4 一般質問

平成27年6月23日開会

(平成27年6月23日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口 広 崇

議会事務局次長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
総 務 課 長	塚 原 一 俊	出 席
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸	出 席
財 政 課 長	沖 本 太	出 席
税 務 課 長	向 井 聡 司	出 席
会 計 管 理 者	堀 川 優 子	出 席
会 計 課 長	堀 川 優 子	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 健 康 課 長	森 重 美 紀	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	國 川 昭 治	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 重 美 紀	出 席
人 権 推 進 室 長	向 井 直 毅	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
産 業 振 興 課 長	桶 本 哲 也	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	木 村 忠 志	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	九 十 九 邦 守	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

午前10時00分 開会

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回竹原市議会定例会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議長から報告致します。

まず、監査委員より平成27年2月から平成27年4月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理致しております陳情書等につきましては、陳情書等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、議案の説明員として市長並びに説明の委任を受けた者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告致します。

以上で議長からの報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1

議長（北元 豊君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において道法知江議員，堀越賢二議員を指名致します。

日程第2

議長（北元 豊君） 日程第2，会期の決定についてを議題と致します。

お諮り致します。

今期定例会の会期は、本日から6月26日までの4日間と致したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月26日までの4日間と決定致しました。

日程第3

議長（北元 豊君） 日程第3，諸般の報告を行います。

報告案件は3件であります。

報告第1号平成26年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書について事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 報告第1号平成26年度竹原市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

まず、地方創生事業については、繰越額が4,263万1,000円であり、平成28年3月を完了予定としております。

社会保障・税番号制度対応システム整備事業については、繰越額が2,813万4,000円であり、平成27年11月を完了予定としております。

忠海放課後児童クラブ整備事業については、繰越額が520万6,000円であり、平成27年7月を完了予定としております。

地域産業販路拡大支援事業については、繰越額が970万円であり、平成28年3月を完了予定としております。

中田万里地区ほ場整備事業については、繰越額が1,188万8,000円であり、平成27年7月を完了予定としております。

下水処理施設整備事業については、繰越額が500万円であり、平成27年9月を完了予定としております。

地域消費促進事業については、繰越額が4,100万円であり、平成27年11月を完了予定としております。

県営事業については、港湾整備事業，道路改良事業，急傾斜地崩壊対策事業の3事業の合計額が1,917万3,000円であり，年度内での事業完了を予定しております。

小中一貫校施設整備事業については、繰越額が1億5,262万1,000円であり、平成27年7月を完了予定としております。

平成26年公共土木施設災害復旧事業については、繰越額が680万円であり、平成27年6月を完了予定としております。

以上のとおり、繰越明許費に係る事業の状況について御報告致しますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

12番宇野議員。

12番（宇野武則君） ちょっと確認ですが、この繰り越しについては、当初から繰り越してないと事業ができなかったのか、年度内でできるのを何かの理由で繰り越したのか、その点について全く書かれておらないので、ひとつ確認したいと思います。

議長（北元 豊君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 御質問に対して御答弁申し上げます。

このたび繰越明許費として報告致しました各種事業につきましては、予算計上時においては年度内完成を見込めたものもございますし、そうでないもの、例えば地方創生事業でございますものは3月の補正予算で上げさせて頂いたもので、当初から繰り越しを予定していたもの、そういったものもございます。当初より完成を目指して予算計上していた事業につきましては、各種事業のそれぞれ個別の事情によりまして、年度内での完成、またあるいは事業の終了ができなかったということが見込まれましたので、繰り越すものがございますので、よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） せっかくですから、やはり何年何月に完了予定でありましたが、こういう理由で繰り越すものでありますということをもうちょっと丁寧に書いてもらわないと、何でもかんでもうのみにする訳にはいかんのです、これから。わしゃ現場にもよく行きますが、やっぱり遅れるような事業については業者の責任者を呼んで肩をたたくというような努力を一切しとらんでしょ、最近は。わしゃ過去先輩議員が繰り越しとこの専決処分、物すごいやかましゅう言われる議員さんがおられました。当然だと思います。我々、年度内に完成を目指して議決をする訳ですから、議決するという責任は重いんですよ。それぐらいの丁寧な説明をしてしかるべきじゃないんですか、市長。

議長（北元 豊君） 答弁はよろしいですか。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） 繰越明許費でございますが、繰越明許費につきましては歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところによりまして、翌年度に繰り越

して使用できるという地方自治法第213条に定められているものでございますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） そんなことを質問しよんじゃないんです。繰り越しするのは、そりゃ法律があるから繰り越すんですよ。年度内に完成予定のものをどういう理由で繰り越したんかということをお私言ようるん。どこでもねえ、目的があつて工事をやるんじゃから、単年度予算だから、だらだらだら3年でもいいんかいというようなことじゃないんでしょ。だから、年度内に3月31日までに完成予定がこういう理由で遅れたんですと、ただ繰り越ししただけじゃ理由が解らんでしょ。市民から我々が聞かれた折に、どういう理由でこの道路が遅れたんですかということをお。それは災害があつたり、こういうような事情で遅れたんですよということをお説明せにゃいかんのんです。我々の立場としたら、訳のわからん法律を聞きよんじゃないんじゃ。知つとるんじゃ、わしも。だから、繰り越しができるんよ。できるんじゃが、年度内に完成せんもんについては理由をお明確にしとかんと、我々誰かに聞かれた折に、そりゃわからんのですという訳にはいかんでしょ。3月31日に完成する予定を待とつた市民がどうしてできんのんですかと言われた折に、理由をお言わにゃいかんでしょがと言ようるんよ。だから、繰り越しの法律の論争をしよんじゃないんよ。年度内に完成を目指して議決した案件が、理由があるから繰り越すんでしょ。2ヶ年にわたつて繰り越す分については、わしゃ言ようるんじゃないんよ。年度内に完成予定のものが繰り越されるから、どういう理由ですかと言ようるんよ。その理由が今後書かなきゃいかんでしょがと言うんよ。ただ繰り越した繰り越したつて、はい、議会が賛成ですと言つて訳にはいかんのよ。それを言よんです、議長。

議長（北元 豊君） 繰り越しの理由について、答弁。

総務部長。

総務部長（中川隆二君） 今回、報告につきましては、繰越明許費の繰越計算書の御報告でございまして、繰越明許費につきましてはそれぞれおのおのの事業で繰り越しをお提案させて頂く際に、議決を頂いた上で繰り越しをおさせて頂いているということで、その都度、繰越明許になる事業につきましてはその議決を頂く際にその理由をお御説明申し上げるといふことで、御理解を頂ければと思ひます。

議長（北元 豊君） 他に質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

報告第2号平成26年度竹原市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 報告第2号平成26年度竹原市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

公共下水道事業については、繰越額が4,510万5,000円であり、平成27年7月を完了予定としております。

以上のとおり、繰越明許費に係る事業の状況について御報告致しますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

報告第5号竹原流通センター株式会社の経営状況について事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（北元 豊君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 報告第5号竹原流通センター株式会社の経営状況について御報告申し上げます。

まず、平成26年度の決算額についてであります。収入としましては、卸売業者・関連業者の使用料であります営業収入1,037万4,180円、営業外収入1万2,374円、合わせて1,038万6,554円であります。

これに対し、支出と致しまして、租税公課費・給料及び減価償却費等の一般管理費として911万3,523円、支払利息30万4,444円、合わせて941万7,967円となり、差引き当期利益は96万8,587円となるものであります。なお、貸借対照表及び損益計算書につきましては、お配り致しております資料のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、平成27年度事業方針及び収支計画について御説明申し上げます。

まず事業方針につきましては、竹原流通センター株式会社が今後も存続していくためには、卸売業者と連携を密にすることはもちろんのこと、食の安全・安心や低価格志向など消費者の需要に即応し、生鮮食料品の安全かつ安定供給に努めるとともに、空き関連店舗への早期入居促進を図り、できる限り経費節減に注力し、健全経営を目指していくものであります。

次に、収支計画につきましては、収入は営業収入1,051万6,980円、営業外収入1万2,000円、合わせて1,052万8,980円を見込んでおります。

これに対し、支出と致しまして、租税公課費・給料及び減価償却費等の一般管理費として991万7,000円、支払い利息26万円、合わせて1,017万7,000円を計上し、差引き当期利益は35万1,980円となる見込みであります。

なお、細目につきましては、お配りしております資料のとおりであります。

以上のとおり、市が資本金の2分の1以上を出資している株式会社の経営状況について御報告申し上げます。

議長（北元 豊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

以上をもって諸般の報告を終結致します。

日程第4

議長（北元 豊君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の平成27年第2回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定致しております。

順次質問を許します。

質問順位1番、道法知江議員の登壇を許します。

9番（道法知江君） おはようございます。

ただいま議長より質問の許可を頂きましたので、通告に従って一般質問を行ってまいりたいと思います。

公明党の道法知江です。よろしくお願ひ致します。

1、街路灯、防犯灯の整備について質問を致します。

東京竹原会に参加されていた方から、久しぶりに竹原に帰ったら町全体がとても暗かった、街路灯、防犯灯の照明がかなり切れていると言われました。市民からも、田万里川に沿って帰る夜道が暗く、女子中学生は2号線の明かりだけしか見えなく、とても不安だと言っておられました。432号の国道沿いでも車のライトを消したら、あたりは真っ暗で、歩行者にはとても危険です。街路灯整備が悪くて、スーパーの看板や店舗の電気が消えたら、怖くて歩けないという声をよく聞きます。防犯の面でも、街路灯、防犯灯の整備が必要だと思います。省エネタイプのLEDに更新時に切り替えています。進捗状況と街路灯、防犯灯の今後の整備計画をお伺い致します。

2点目の質問です。空家対策推進特別措置法について。

何年も誰も住んでない家があります。建物は傾き、土壁は崩れ落ちている。剥げ落ちた外壁、割れた窓ガラス、ごみ捨て場と化した庭。シロアリが発生し、衛生上の問題も起きています。瓦がいつ落ちてくるかわからない危険な状態、その下は通学路となっています。こうした空き家を目にする機会が増えています。放置しておく、地域は荒廃するばかりでなく、危険な状態で近隣の方々が不安を抱えて生活していかなければなりません。

人口減少と少子高齢化の急速な進行で、今空き家の増加が社会問題になっています。5年ごとの総務省調査によれば、全国の空き家は右肩上がりが増え続け、2013年10月時点で820万戸、住宅全体に占める割合は13.5%と過去最高を記録しています。人口減少や高齢化の影響で、今後も空き家は増え続けていく見通しで、このままだと2040年の空き家化率は40%弱に達するという試算もあります。

管理が不十分な空き家は、老朽化で倒壊する恐れがあり、災害時の避難や消防の妨げになりかねません。また、ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火などの犯罪の温床になることも心配されています。町の景観や衛生にも、悪影響を与えます。この現状をもとに放置された空き家の撤去や活用を促す空家対策推進特別措置法が5月26日に全面施行されました。本市における空き家がどのような状況なのか、また今後の対策について、以下の点をお伺い致します。

①本市で把握されている空き家数と空き家化率。戸建住宅とアパート等、住宅以外（店舗、事務所、工場等）の空き家数。

②行政の対応が多面的と考えますが、実態調査や所有者の特定など、円滑にする計画策定はあるでしょうか。

③空家対策特別措置法の法律の施行で、どのような対策が期待できますか。

④空き家バンク制度の活用状況を教えてください。

⑤特定空家を増やさないための対策をお伺い致します。

3点目の質問です。公衆無線LAN整備や各種案内の多言語化。

地元住民には発見しにくい地域の魅力を顕在化させて、着実に地方創生につなげていく。本市にとって観光は財産、まさに成長戦略の大事な要素です。ここ数年、「たまゆら」や「マッサン」効果で観光客が増え、道の駅の駐車場は大型バスも自家用車もいっぱいになっています。休暇村大久野島を訪れる訪日外国人も増えています。こちらは見慣れた風景も、車窓からシャッターを切る対象は穏やかな島々と瀬戸の海。それをSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を通じて世界に発信し、次の来訪者を呼び起こすこととなります。

昨年、日本を訪れた外国人数は年間1,341万人と過去最多を更新し、訪日外国人旅行消費額も過去最高の2兆278億円に上りました。今年に入っても3月に単月で初めて150万人を突破し、好調に維持をしています。日本への外国人観光客が増加している背景には、円安による割安感に加え、観光立国の実現を掲げ、2020年までに2,000万人を目指してビザ発給要件の緩和、消費税免税対象品目の拡充などを実施したことや、20年に開催される東京五輪、パラリンピックを視野に人的交流の拡大が予想されます。現状では、東京や大阪、京都を訪問先とするゴールデンルートが中心となっていますが、本市は広島空港に隣接し、JR呉線、山陽自動車道など、交通アクセスも充実して、空、陸、海の交通拠点となっています。交流人口の拡大や観光振興のために建てられた道の駅、海の駅、他の市町に負けない条件は整っています。

しかし一方で、訪日客の増加に伴い新たな課題も浮かんでいます。外国人旅行者が困っていることの第1位は、インターネットに接続するための無料公衆無線LAN（WiFi）が整備されていないことです。外国人のみならず旅行者が安心して楽しんで頂くためには、インターネットは欠かせません。コミュニケーションをとりやすくすることや多言語の案内表示をすることがおもてなしの第一歩ではないかと思いますが、どのようにお考えですか。

国内外から竹原を訪れて頂ける魅力発信の好機到来と思いますので、観光の現状をお伺い致します。

①観光客の推移をお聞き致します。

②観光客消費額の状況。

③国籍，地域別外国人観光客数。

④目的別観光客数。

⑤外国人観光客に対する課題をお聞きします。

インターネットに接続できる公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備やICTを活用したまちづくりクラウドサービスを導入することで，竹原の魅力を国内外に発信できると思いますが，市長の御所見をお伺い致します。

以上でございます。壇上においては，この質問をさせていただきます。答弁によりましては，再度，自席にて質問をさせていただきますので，よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 道法議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず，1点目の御質問についてであります。街路灯，防犯灯につきましては，防犯対策や交通安全等，地域の安全・安心を確保し，市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するため，市が管理しているもののほか，国や県，自治会，事業者，住民等が管理しているものなど，全体で約4，500灯が設置されております。

本市においては，平成22年度から街路灯，防犯灯を設置，改修する自治会に対して補助金を交付する制度を設け，LED灯の設置，改修を支援しているところでありますが，現在把握しているLED灯への改修状況は，市管理分約700基のうち約4割，自治会管理分約2，300基のうち約2割となっております。

こうした中で，本市におきましては，自治会に対し年間約120基のLED灯への改修等を支援しているところでありますが，全てを改修するには相当の年数と費用を要することや，自治会においては自治会加入世帯の減少や蛍光灯の管理経費の増加などにより，自治会の負担が大きくなってきていることから，こうした維持管理費用の低減を図るため，市と自治会が連携してLED灯への改修方法等について調査，検討しているところであります。

今後におきましても，市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するため，国や県，自治会，事業者等と連携し，街路灯，防犯灯の適切かつ効率的，効果的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に，2点目の御質問についてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法については，適切な管理が行われていない空き家等が防災，衛生，景観等の地域住民の生活

環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用を図るため制定されたものであります。

こうした中、総務省が実施した平成25年住宅・土地統計調査によりますと、本市における住宅総数1万3,170戸に対して、空き家数は2,520戸であり、空き家率は19.1%と、前回調査時の平成20年度から10戸、0.8%増加しております。なお、店舗につきましては、平成23年度に実施した市内の4商店街の実態調査の結果によりますと、店舗総数134店舗に対して空き家店舗数が13店舗、空き家率は9.7%であり、事務所、工場等の空き家数と空き家率については把握致しておりません。

これまで、本市におきましても、空き家の所有者に対してその適切な管理を求めるなどの取組を進めておりますが、空き家率が増加しているのが現状となっております。また、空き家は、適切な管理を怠り老朽化が進むほど、修繕等に要するコストが高くなるばかりか、相続による権利関係が複雑して、売却や除却等の処分が非常に困難な状況となっております。

こうしたことから、空き家等対策の推進に関する特別措置法では、そのまま放置すれば著しく有害となる恐れのある空き家などを特定空家等と位置付け、空き家の実態調査や所有者等の特定、空き家の適正管理の義務付け、指導、勧告、命令を行うことができるほか、これに従わない場合には罰金や除却等の措置を行うことができるなど、市町村の権限が強化されております。この空き家等対策を効果的、効率的に推進するため、市町村においては、空き家対策を総合的かつ計画的に実施する空き家等対策計画の策定が求められていることから、本市と致しましても、今後特定空き家等の判断基準となる国のガイドライン等を踏まえて、計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

また、空き家バンク制度につきましては、平成20年度に創設し、賃貸借や売買を考えている空き家の所有者から、登録の申し込みのあった空き家情報を市のホームページなどで紹介して、空き家を購入したい人や借りたい人に幅広く情報を提供するもので、市内の空き家を有効活用して、定住促進による地域の活性化を目指すものであります。

なお、平成20年度から現在までの登録件数は21件であり、そのうち19件が成約に至っている状況となっていることから、今後も引き続き関係者等と連携し、登録件数が増えるよう周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、空き家の中で特に問題となる「特定空家」を増やさないための対策につきましては、発生抑制、適正管理、活用、除却の4つがあり、まず発生抑制と活用につきましては

平成26年7月に「ひろしま空き家の窓口」が設置され、広島県宅地建物取引業協会と全日本不動産協会広島県本部の不動産取引等に精通した専門スタッフが空き家の売却、賃貸、管理、解体等に関する無料相談を行っているところであります。本市におきましても、空き家に関する様々な情報の共有化を通して、窓口相互の連携強化を図り、相談体制の充実と空き家の適正管理、活用に関する普及啓発を行ってまいります。

また、適正管理と除却につきましては、平成26年6月に広島県、県内市町、広島県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会広島県本部で構成する「広島県空き家対策推進協議会」が設立され、この推進協議会において、空き家対策を進めていくための方向性と具体的対策を示す「広島県空き家対策対応指針」を策定し、全県的な空き家問題への取組を開始しているところであります。

次に、3点目の御質問についてであります。本市への総観光客数の推移は、平成22年が81万7,000人、平成23年が94万5,000人、平成24年が98万2,000人と順調に増加しておりましたが、平成25年には94万5,000人と若干減少したものの、平成26年は119万3,000人と大幅に増加致しました。

観光消費額につきましては、平成22年が27億5,000万円、平成23年が28億1,000万円、平成24年が28億6,000万円、平成25年が24億6,000万円、平成26年は26億6,000万円となっております。

国別の外国人観光客数につきましては、多い方から平成22年がドイツ、韓国、中国の順で1,399人、平成23年が韓国、台湾、ドイツの順で1,013人、平成24年が台湾、韓国、アメリカの順で1,247人、平成25年が韓国、台湾、中国の順で1,372人、平成26年は韓国、台湾、アメリカの順で6,338人となっており、大幅に増加したところであります。

目的別観光客数につきましては、平成22年は観光目的が25万3,000人、温泉目的が22万2,000人、祭り目的が9万8,000人、平成23年は観光目的が36万7,000人、温泉目的が21万7,000人、祭り目的が10万2,000人、平成24年は観光目的が39万4,000人、温泉目的が20万人、祭り目的が11万3,000人、平成25年は観光目的が41万2,000人、温泉目的が17万3,000人、祭り目的が10万1,000人、平成26年は観光目的が54万7,000人、温泉目的が16万5,000人、祭り目的が16万6,000人となっております。

外国人観光客に対する課題につきましては、先日、国土交通省が発表した地方ブロック

単位など複数の観光地をひとまとめにした外国人旅行者向けの「広域観光周遊ルート」の一つに「せとうち・海の道」が選定されたことから、今後、市、県域を超えた広域でのインバウンド施策が展開されるものと期待しており、本市におきましても、外国人観光客の受け入れ環境を整備する必要があると考えております。

こうした中で、観光庁の「訪日外国人の消費動向調査」によりますと、日本滞在中にあると便利な情報という設問に対しては、無料Wi-Fiと答える方が最も多く、また別の調査においては、訪日外国人の9割がスマートフォンなどのインターネット利用端末を所持するという結果が出ているなど、インターネットの利用環境の整備については急務であるものと認識しております。このため、本市におきましては、市内の観光地等でのインターネット環境の充実や、増加しつつある外国人観光客の誘客や回遊性を高めるため、公共無料Wi-Fiの整備や、どこからでも必要な時に必要な情報を利用できるクラウドシステムについて調査研究してまいりたいと考えております。

また、多言語表記の案内につきましては、現在、町並み保存地区の観光マップ「浪漫てくてく たけはら」の日本語版のほか、英語、韓国語、中国語版を作成し主要観光施設に配布するとともに、市のフェイスブックやホームページでその情報を発信しているところであり、このほかの多言語表記による案内につきましても、今後の外国人観光客の動向等を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） それでは、再質問を行ってまいります。

まず、第1点目の防犯灯なんですけれども、防犯灯やいわゆる街路灯ということであります。道路照明っていう部分においても、大きく考えていかないといけないなというふうに思っているんですけども。現実にはそれぞれの国道だったり県道だったり市道、そういったところの場所がどこなのかっていうことにおいても、担当課がそれぞれ分かれることもあると思います。また、いろいろ私だけでなく、議員の皆様からおそらく市民の方々が異口同音に何年たっても何でこんなに暗いのかと、特に市役所を前にした432の通りから大型店に向かう国道ですら、夜になると、店舗の電気はついているんですけども、コンビニは24時間営業なのでついています。せめてその明かりだけが頼りで、ある一定の時間になると歩道は真っ暗だと。垣根があって、自転車で学校からクラブ活動を終えて帰宅してくる、そういった学生たちもそうです。自転車でつまずきそうになる、前から来る人がまず見えないうような苦情をおそらく私だけでなく、たくさんの議員が苦情を

頂いていると思います。本当に何年たっても、市役所の前の通りですら暗いという状況です。

なぜ国道の電気が消えた状況なのかっていうことも考えていけないと思うんですが、国道には景気よかった当時、いわゆる事業者がスポンサーとなって看板広告のような形で提供してくださってるところもあると思うんですが、国や県に対して市の方からいろいろな要請を何度も何度もお願いをして頂いているとは思いますが、正直に言って、余りにもここ何年たっても何十年たってもなかなか明かりの問題というのは解決してないのではないかなと思いましたので、今回初めて道路照明について、防犯灯について、街路灯についてを質問させて頂きました。

そうすると、基準はどうかと、防犯灯の設置基準とか、または防犯灯はどこが管理するのか、自治会はどのような、LED灯も順次つけて頂いておりますけども、自治会の会長さんも年ごとにかわったりとか、いろいろなかなか次に引き継いでうまくバトンタッチができてるところとそうでないところがあったり、そこに住む地域の住民たちは一応声は上げているんだけど、実際にLEDも進んでいるのかどうかっていうこともよく聞かれます。ですので、防犯灯の設置基準、これはまずどういうことになっているのか。

そして、気候変動のために温暖化で気候変動があり、低炭素社会っていうものが実現していこうという中で、CO₂削減をずっとうたわれてきて、LEDの照明も導入も、私も平成21年9月の議会でもLED照明を是非ということでお話ししたんですけども、それから約6年たっていると。このLED照明に順次取り付けをして頂いていると思いますが、LED照明の導入の効果をお聞きしたいと、担当課がそれぞれまちまちになることになると思うんですけども、順次御答弁を頂ければなと思います。

防犯、犯罪、これが起こりにくいまちづくりにするためには、地域住民の防犯意識のより一層の向上や警察、自治体、住民、この連携のもとに適切な防犯灯の設置は欠かせないものではないかなと思います。担当課にお聞きすると、中四国フェリーがあった時はまだ国道筋、わりと国道、23年ぐらいからLED照明に切り替えて、そういった関係のところはしっかり点灯されていると。そうでないところもあるということで、だからと言って中心部分だけのことを言っている訳でなく、東の田万里川の方を通る中学生の女の子がクラブ活動やって下校時に真っ暗で、田万里川から向かって右手になる国道2号線の明かりだけしか頼りにならなくて、そこを一生懸命女子中学生、女の子が帰っていると。それが不安で父親に話すと、父親は自治会の方にお話をしたそうなんですけども、自治会の方とし

たら、いやいやそれはなかなか協力体制が難しいと。田んぼや畑，農作物にずっと煌々と24時間，夜10時間ぐらい点灯する防犯灯については，これは作物が育たないというような理由で，前に進んでいないということもお聞きしております。防犯灯の役割というのは，作物を育てることは本当に大切なことです。でも，人の命を守ったり，犯罪を起こさないまちづくりをすることの方が私は大事ではないかなと思うんです。

そういったもろもろの意見を聞いていくと，やはりここは市としても何とか今後のあり方についても，いろいろ議論をして頂く必要があるのではないかなというふうに感じております。いわゆる場所ごとの照明の設定，設置の方法とか維持管理，こういったものの照明の計画，こういうものをおざなりにされてきたことがあるのではないかなというふうに感じております。

実は，その照明照明って言っても，警視庁の方の推進要綱というのがあったんですけども，安全安心なまちづくりに対する推進要綱というのがありました。それによると，路面上の平均照度，明るさ，水平面積の水平面の照度，明るさです。これは3ルクス必要だということで，4メートルの先の歩行者の顔，目，鼻，口の位置が識別できる明るさ，4メートル先なんです。これがクラスA。そして，クラスBは，4メートルの先の歩行者の顔の向きや挙動姿勢などがわかる明るさ，せめてBということ相当するのが当然だというふうなことが書かれてありました。少なくともBクラス以上の明るさが確保できて，防犯灯の設置の役割が果たすことができるということだそうです。それぞれ公共の場面においては，公園等もあります。そして，公衆トイレにおいては，50ルクス必要だということだそうです。場所ごとの照明といっても，いろいろある，基準があると思います。全体的に見て，国道だけではなく，防犯灯，照明灯，道路照明等施設設置基準，これをわかりやすく御答弁頂ければありがたいなと思っております。

そして，答弁書を見て整理させていただきますと，市が管理している街路灯，防犯灯700基，このうちLEDになっているのが4割あると。自治会が維持管理しているのが防犯灯2,300基，これもLED化にしているものが2割ある。それ以外は，国，県，事業者，これスポンサーによるものだと思います。1,500基あります。1,500基の維持管理は，どのように行われてきているのか。企業が景気のいい時はよかったです。今，新しく電灯をつけようというような事業所さんがあるのかどうか，また点検をされている事業所さんがあるのかどうか，またこういった協会があるのかどうか，これもお聞きしたいと思います。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） 私の方からは、まず道路上に設置しております照明灯でございますが、こちらは道路管理者が設置しております道路照明灯と、主に市街地等の防犯対策として設置しております防犯灯がございます。道路管理者が設置しております照明灯につきましては、道路照明の施設設置基準に基づきまして、交差点や横断歩道などの道路交通安全、円滑を図ることを目的として設置をしております。道路には、国道については国土交通省、県道については県が管理しておりますが、現在建設課が市道を管理しております道路照明につきましては42基、そのうち4基がLEDとなっております。

照明灯は、道路、または交通の状況から見まして、夜間における交通事故が発生する恐れのある多いところで、交通上特に危険な箇所に設置しているところでございます。また、維持管理につきましては、交通の状況や周辺環境などを踏まえ、総合的な判断が必要であり、道路照明施設としての機能を十分発揮させることができるよう、適切な維持管理に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） それでは、まちづくり推進課の方からは、LED灯の導入効果、あるいは自治会管理分の管理方法、また今後の考え方等について説明をさせていただきます。

まず、LEDの導入効果でございますけども、LED灯の導入効果につきましては、環境面での二酸化炭素の削減、また維持管理の軽減が挙げられるものでございます。具体的には、例えば街路灯で現在蛍光灯20ワット級のものでございますと、これと同様のLED灯に交換致しますと、LED灯は8ワットというものになります。これらを踏まえまして、二酸化炭素の排出量の抑制につきましては、街路灯1基当たりでございますけども、年間約30キログラムのCO₂の削減ということになります。これにつきましては、ガスファンヒーターの使用を約1時間短縮するものに相当するぐらいの量でございます。また、維持管理の面におきましては、電気代の方がワット数が小さくなるということから、年間約1,700円程度の削減のほか、また光源の寿命が5から7倍に延びることから、現在蛍光灯では概ね2年に1回球の交換等をしておりますけども、LED灯では約10年間これが不要になるということで、管理の面でも大幅に効果が出てくるというものでござ

います。

次に、街路灯と防犯灯の設置の考え方ということでございますけども、こちらにつきましては自治会の管理している防犯灯について説明をさせていただきますけども、自治会管理分につきましては夜間不特定の人が通行する生活道路で交通の安全、犯罪の防止、または風致上において、自治会が必要と認められる場所に設置されているものでございます。これに対しまして、市ではLED灯設置及び改修に対しまして、改修費に要した費用の2分の1、また上限を2万円として補助をさせて頂いているものでございます。

次に、市、自治会以外の街路灯の管理の状況という質問でございます。

こちらにつきましては、先ほど議員の方からもございましたとおり、自治会、市を除きますと約1,500本の街路灯の方がございます。こちらにつきましては、平成22年度の緊急雇用の方を拡張しました調査ではございますけども、国と県が約200本で、その他が1,300本ということでございます。なお、この1,300本につきましては、中国電力の方にも問い合わせをさせて頂いたところでございますけども、例と致しましては個人で設置されているもの、企業で設置されているもの等がございまして、個人情報ということで実際の管理者については不明分ということで、整理をさせて頂いたところでございます。

ただ、御質問の中で企業、事業者の方が設置されてるスポンサー街灯という例がございましたけど、こちらにつきましては竹原安芸津街路灯建設促進協議会というものがございまして、こちらは中国電力の方が事務局をしてるものでございます。こちらにつきましては、当初100社以上の企業が御協力頂いてたものでございますけども、現在は約50社の企業で街路灯についても約60本程度ということで、残念ながらスポンサー街灯については協力企業が減っているということもございまして、国道沿いでスポンサー街灯が消えてる状況にございます。これらにつきましては、現在協議会の方で会員を募るなり、中国電力さんが事務局を持っておりまして、いろいろな取組を頂いているという状況でございます。

また、LED灯についての今後の考え方ということでございますけども、こちらにつきましても、現在自治会と連携を致しまして、その改修方法等について調査研究をさせて頂いているところでございます。自治会によっては、街路灯の管理基数が少ないところから多いところでは相当大幅な開きがございます。また、LED灯への改修費用が1基当たり約3万5,000円程度かかっておりますので、各自治会におきまして、改修の負担感が

違っております。これらのことを踏まえまして、現在市と自治会で連携致しまして、改修費用の軽減を図るための財源確保や、また負担の平準化を図る改修方法などを、様々な方策につきまして調査研究をさせて頂いているところでございます。

まちづくり推進課の方では、以上です。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 建設課が言われました、適切な維持管理をしていると。どういう適切な維持管理が行われているのか、ここをお聞きしたいと思います。

議長（北元 豊君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 道路に設置しております照明とか附属施設、これについては平成25年度に道路ストック総点検ということで、こちら全国で街路灯が倒壊したり倒れたりという事故がございまして、それを受けて竹原市におきましても、平成26年1月に点検を致しております。その結果をもとに修繕が必要な箇所等について、維持管理を適切に行っているところでございます。

以上です。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 明るさ、電気が切れているといっただけの問題ではなく、今建設課長が言われたように、維持管理も非常に金額も高額にはなりますけども、大事ではないかなと思っています。建設課はわかると思うんですけども、照明器具の寿命、耐久年数とかというのはどこかの課で結構なんですけども、もしお分かりであれば、照明器具の適正の交換の目安ですけども、それがどこの課でも、もしお分かりであれば教えて頂ければなと思います。

議長（北元 豊君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） それでは、街路灯の寿命ということでございます。

こちらにつきましては、光源寿命ということで、球の寿命ということで説明をさせて頂きたいと思いますが、蛍光灯20ワット相当の街路灯における光源寿命は約8,500時間ということになっております。ワット数によって違いますけども、32ワット程度であるものと1,200時間、また大きな60ワット級でございましたら1万時間ということで、それぞれのワット数によって違いますけども、一般的に市内に設置されている20ワット級のものでございましたら8,500時間が蛍光灯ということになります。

参考と致しまして、LEDでございましたら、こちらは6万時間に延びるということで

シミュレーションされているものでございます。

議長（北元 豊君） 9 番道法議員。

9 番（道法知江君） まちづくり推進課の方から言って頂いた、今のは球の寿命だということですけど、照明器具のいわゆる一体どれくらい目安として寿命があるのかというふうなことだと思うんですが、球だけではなく、器具がありますので、そういったことも含めて。

照明器具の故障率というのは、例えば累積点灯した年数、1日10時間点灯した時には、年間で30時間点灯すると、それでこれは大体10年ぐらいというふうに日本工業規格ではいわれております。でも、寿命とか耐用年数っていうのは15年で、これを超えると、器具内の安定器、防犯灯取り付け部の腐食、さび、器具や部品の落下の危険性があると、特に海岸や河川に近い塩害地域、沿岸地域ではより落下が早くなるということがいわれております。ただ単純に明るければいいという問題ではないなっていうふうに思っています。寿命を超えて使用し続けるのは、大変危険ではないかなっていうことも感じております。全体的に防犯灯、今後の街路灯、設置基準に従ってではありますけども、将来の維持管理方法について、しっかり課をまたいで議論をして頂ければなと思っております。

それと、LED化した時の効果について先ほどお聞き致しましたけれども、明るさを保ちながら消費電力は低く、CO₂排出量も約半分で、寿命は4倍ぐらいの長寿命化っていうふうになると思います。省エネ効果の高いLED照明、それを自治会の方も是非是非いろいろな助成金を使いながら、明るいまちづくりを目指して頂ければなというふうに思っています。

第1点目の質問は終わります。

2点目の再質問を行います。

2点目の空き家対策についてなんですけれども、まず今回5月26日に特措法が全面施行されたということで、そこにいくまでの段階で400を超す自治体が空き家の解体や適正管理を進める条例を制定して、対策に乗り出しておりました。しかし、所有者の把握や撤去費用など、自治体の対応だけでは限界があるということが実情でございます。特措法では、市区町村が固定資産税の納税情報を活用し、所有者を把握しやすくしたほか、倒壊の危険などがある特定空家への立入調査や、所有者に対して撤去、修繕を促す指導、勧告、命令ができるようになります。命令に応じない場合には、行政代執行として強制的に撤去することも可能になりました。この法律によって、400を超えた自治体の条例はで

きていたけれども、それ以外のところも含めて、あらゆる視点から対策を進めていくことができるようになったという新しい特措法です。

それで、今回こういったことで新しい法が改正しましたけども、では今までどのようにそれぞれ空き家に対する市民からの不満の声、心配な声、何とかしてほしいという声があったと思いますが、どのように対応してきたのか、まず最初にお伺いしたいと思います。

議長（北元 豊君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 御質問でございますが、今までの苦情等に対する取組という御質問でございます。

実は、平成22年度から5カ年間における老朽建物の相談件数は20件ほどございました。建築基準法等の基準に基づきまして、適正管理建物に該当し、指導が行われた住宅につきましても1件でございます。このうち、建築基準法には該当致しませんが、苦情対応と致しまして、本市において所有者に対する建物の老朽状況の情報提供を電話であったり、文章通知で行いまして、対応をお願いした件数は10件ございました。このうち、除却等、改善をして頂きました件数は5件でございます。以前から法的な根拠が明確でなかったということで、議員さんの御指摘のとおりでございます。所有者の特定に非常に時間もかかったというようなこともございます。今後は、本特別措置法の施行によりまして、市町村の権限が強化されましたので、法に基づき適切な対応を今後してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 住民の方々は本当に大変なんです。ごみの問題っていうのもあります、樹木の問題。生活環境というのは、その近隣に住んでいる人たちにとっては非常に心配な材料がいっぱいあると、毎日のことですのでそういったこともございます。苦情とかっていう件数は20件、そして対応したのが5件。となると、今回の新しい特定空家、もしかしたらそういったところにも該当するのではないかっていうふうな心配もあります。固定資産税の課税状況とかというのが市でわかるようになる、税制面の対策は行えるようになるっていうのが新しい法律の大きな点だと思うんですけども、この税制面での対策っていうのが具体的にどういうふうな対策になるのかお聞かせ頂きたいと思います。

議長（北元 豊君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 空家等対策の推進に関する特別措置法の創設によります税に関

わるものでございますが、2点ございまして、1点目は、空き家等の所有者等を把握するために行う調査ができるというものがございます。そのため、固定資産税情報の内部利用ができるというものが1点でございます。2点目でございますが、特定空家に指定をされますと固定資産税の減額特例が適用除外になります。一部では、6分の1の減額特例が適用除外になり、税の負担が6倍になるというような報道もありますが、6分の1の減額特例は適用されなくなりますが、現在の土地の負担調整措置制度のもとでは、実際には3から4倍の間になると考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） もう少し詳しく市民の皆さんが聞いてらっしゃって、要するに市の方が特定空家に関しては税制上の問題に踏み込んで、今までは個人情報保護法だということだったので、そこまで調査することができなかつたんですよ。だけど、この法律によって、特定空家であれば、場合によっては行政代執行も行うことがある。税の負担が今までは6分の1だったけれども、もっと実はほったらかしているような空き家は税の負担を高くしますよということなんですというような、わかりやすい表現をして頂くとありがたいなと、市民の皆さんは御理解ができるのではないかなと思います。

ただ、住んでいないっていう定義です、空き家とみなす定義。こういうことってのはこれからいろいろ具体的なものっていうのができてくるのですか。例えば水道料金がずっととまっている状況とか、固定資産税もずっと滞納している状況、1年以上住んだような形跡がないとか、御近所の皆さんも余り見かけてないよっていう問題とか。ところが、ある全国の中にはいろいろあって、もう何年も何年もいないものかと思っていれば、ごみ屋敷のようにごみの中からそこに人がおられたとか、そういう問題もあります。どういう定義があるのかなというふうにまず素朴な質問です。教えて頂きたいと思います。

議長（北元 豊君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、1点目の御質問の空き家等の定義でございますが、建築物、またはこれに付随する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことの状態であるもの及びその敷地、流木その他の土地に定着するものを含むということになっています。

次に、特定空家等の定義でございますが、まず1つと致しましては倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態であること、2つ目と致しまして著しく衛生上有害となる恐れ

のある状態，3点目と致しまして適切な管理が行われてないことによりまして，著しく景観を損なっている状態であること，4点目と致しましてその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家等という定義となっております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 全国の空き家化率を先ほど申し上げました。広島県内の空き家化率もあります。県内16市町の空き家化率なんですが，竹原市は6番目です。江田島が27.5，北広島町，世羅町，呉市，安芸高田市，その次に竹原市が6番目でございます。19.1%，これはものすごく高い率ではないかなと思う，2割近い。こういう状況になったのは一体何でなのかな，それぞれの事情があると思いますけども，この2割の空き家に対して特定空家を出さない対策っていうものをこれから一生懸命早急に議論していかないといけないのではないかなと思います。

空き家の問題の発生の状況によると，一番高いのはやはり樹木です。草，雑草，これが一番高いです。それとあとは倒壊，屋根の外壁落下，これも大変危険だと，でも高いです。それとか，ごみの不法投棄は良好な景観を乱しているといったことが空き家の問題の発生の状況になっております。

所有者の意向調査，所有者の意向の家屋の状態に応じた，これからいろいろ意向調査っていうものも入ると思います。それとあわせて，相談体制ってのはどうなのかなと。相談体制ってのはどのようになるんでしょうか。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 議員御指摘の相談体制でございますが，5月26日の全面施行によりまして，倒壊や衛生上著しく有害となる恐れがある特定空家等を位置付けまして，改善を求める仕組みがスタートした訳でございます。今後，国や県の指針等を踏まえまして，他市の取組状況等も参考にしながら，そういった相談窓口の対応であったり，取組であったりというのを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 相談体制はとても大事だと思います。市民としたら，まずどこに相談していったらいいのかわからない。答弁書によると，26年7月，昨年です。ちょうど

1年がたちます。1年たった今になって、「ひろしま空き家の窓口」が広島県では宅建業者、不動産関係者、県本部不動産取引に精通した専門スタッフが空き家の売却等の無料相談を行っている。去年です。この間、竹原市にこういう情報をインターネット等を使ってでも、告知しているかどうか。どんどんどんどん手遅れになる可能性があると思うんです。その周辺にいる人たちにとってみれば、1年はものすごく長いです。ですので、こういったことをどんどん市民の皆さんにお伝えしていくことは大切ではないかなというふうに思います。

それと、質問にありました空き家バンク。この空き家バンクの今の実態を、竹原市の実態をお伺いしたいと思います。

議長（北元 豊君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 空き家バンクの実態という御質問でございます。

本市では、平成20年度にこの空き家バンク制度の創設を致しました。20年度から平成26年度、7年間で登録件数21件ということでございまして、平均しますと年3件程度の登録があるという状況でございまして、現在はそのうち19件が成約に至っておりますので、今空き家バンクで登録されている件数は2件ということでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） ホームページで見させて頂きました。産業振興課から出してる物件に関しては2件、これは定住につながるようになってということが書いてあります。それ以外の不動産屋さんには多分三原だったと思うんです、三原の不動産屋さんがあると五、六件出していました、竹原市内の空き家物件。

空き家をどう活用するかっていうものも、この新しい特措法の中にはとても重要な部分ではないかなと思うんです。除去して行政代執行なんていうことは本来はしたくない、やりたくない。けども、そこまでいくまでに解体させたりとか、建物を壊さなければならなくなったという状況の面と、あと空き家であるけども、補強したり改修したりすると、何かもつんではないかという空き家もある。

その空き家再生において、除去する事業と活用事業というのが2点あると思います。これ空き家再生等推進事業、社会資本整備の交付金も入ってます。社会資本整備の交付金を使って、全国でも結構、庄原市も長屋住居を交流展示施設として活用されているっていうふうなこともありますけども、本市としてはこの空き家再生等の推進事業に対しても前向

きに調査していきたいな、残るものは是非残って、再生できるものはまちづくりとして、例えば高齢者のグループホーム等に使われるような状況だったり、子どもの学習支援に繋がれるようなものになったり、解体はしたもののそこを公園にするとか、そういったこともあるんですけども、こういった除去事業、活用事業、これはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

議長（北元 豊君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 交付金を活用した活用の事例という御質問がございました。

空き家対策に利用できる交付金と致しましては、社会資本の整備総合交付金の基幹事業でございます空き家再生等の推進事業がございまして、この中に除去タイプと活用タイプがございます。安全・安心の面から、危険な建物については除去を進めていきたい。それから、活用できる空き家については、やはり引き続き活用して頂けるような啓発であったり、取組を今後進めていきたいというふうに考えてますので、そういった先ほど庄原市の事例等もございましたので、そういった他市の先進的な事例も今後調査研究しながら取り組んでまいりたいというふうに考えてます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 申し訳ない。広島の空き家の窓口相談は26年7月から始まった。本市はどこの窓口があるのか、ちょっとそこ一点質問漏れがありましたので、御回答頂きたいと思います。どこの窓口に連絡すると、その話が聞けるのか。

それと、活用策の知恵ということで、全国にいろいろ既に取りかかっているところがあります。低所得者向け、所得の少ないお年寄りに住まいと生活支援ができるようなそういった再生計画が行われているところもありますし、先ほども申し上げました地域包括ケアシステム一貫して、社会福祉法人、NPO法人と連携して、生活支援付きの住まいをつくっているところもあります。これは大分県豊後大野市です。人口は1万人、少なかったです。こういった再生活用の知恵もこれから出していかないといけないというふうに思いますので、この問題もやはりいろんな課がまたいで考えていかないといけない問題ではないかなと思います。

それとあともう一点、先ほどの広島県の窓口はあるけども、竹原市はどこに窓口があるんですか。それと、どちらにしても、一つの課だけでは足りない。都市整備課でも15名

ぐらいですか、今人員は。もっと少ない、17名。17名の人員でこの空き家対策に乗り出していくような職員の数で足りるのかなどうかなというふうに思います、長期化すると思いますので。そういうことも含めて、質問をさせて、担当課は総務課になりますか、この回答は。すみません、お願い。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、広島県の空き家の窓口でございますが、26年度に国土交通省の空き家管理等基盤強化推進事業を活用致しまして、広島県の空き家対策推進協議会が事業主体となり、空き家所有者からの無料の相談を受け付ける目的で、この「ひろしま空き家の窓口」が設置されております。広島県においては、空き家相談の窓口が明確にされていなかった関係で、空き家所有者への情報提供も不十分だったというような課題等もございました。こういった課題を解消するために、推進協議会の構成団体に空き家所有者からの様々な相談をワンストップで受け付けることができる相談窓口を設置致しまして、少しでも地域の活性化や地方創生の観点から、都市から人を呼び寄せるなどの広島県のまちを元気にする一つの対策と致しまして、県内の全地域を対象に相談窓口を設置し、相談窓口で十分な情報提供を行うなどを致しまして、空き家の活用促進であったり、危険空き家の発生の抑制を図ることを目的として設けられた事業でございます。

そういったことで、本市における窓口につきましては、以前から建築基準法、建物における苦情等がかなりあったので、現時点においては都市整備課の方でそういった空き家の苦情に対する窓口を致しております。空き家バンクにつきましては、産業振興課の方で担当しておりますので、そちらの方と連携をして行っているという状況でございます。

それからあと、職員の体制でございますが、先ほどの繰り返しになりますけど、5月26日にこの特別法が施行されたと、いよいよこれからがそういった改善を求める仕組みがスタートしたということでございますので、今後国の指針とか県の指針等を踏まえまして、他市の動向、取組状況等も参考にしながら、そういった取組体制についても今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 都市整備課長、市内に宅建業者はどれぐらいいらっしゃるんですか。

議長（北元 豊君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 市内の宅地建物取引業者数の数でございますが、11社ほど一応ございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 地元の宅建業者の皆さんには、大変御苦勞をおかけすると思うんですけども、この新しい特措法ができて、住んでよかった、住みよさ実感を感じて頂ける市民の方を増やして頂かないといけないなと思います。

茨城県の利根町で空き家バンクを利用して、こういった制度がありました。銀行との連携ということです。民間銀行との連携ローンを組んで、空き家バンクに登録してある物件を購入する際に利用できる住宅取得プランとか、購入後のリフォーム時に利用できるリフォームプランとか、購入して住み替えをする時に利用できる住み替えプラン、そういったものを低金利でそれぞれ優遇していくというようなことも提案されて、実際に行っているところもございます。こういった角度からも踏まえて、空き家対策が少しでも前に進むようにお願いしたいと思います。

最後の質問です。

3点目の質問なんですけれども、観光客が非常に増えていると。特に外国人の観光客、26年では韓国、台湾、アメリカの順で6,338人も圧倒的にこの26年に増えているんです。まず、この分析。

それと、それぞれ目的別ということで回答を頂いております。この目的別の中に竹原の文化施設等にお立ち寄りを頂いた観光客、また外国人の中で道の駅の方までお越し頂いた方々はどれぐらいいらっしゃるのか、それをまず1点お伺いします。

議長（北元 豊君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 外国人の観光客の方の状況についての御質問でございます。

先ほど市長が御答弁を申し上げましたように、外国人の観光客の方、平成26年に大きく伸びている訳でございますけども、その多く6,338人のうち、そのほとんどと言ってもいいんですが、5,564人は大久野島を訪れられているということでございます。インターネットのユーチューブを使って、外国人の観光客の方が大久野島、ラビットアイランドということで、ウサギの状況を発信されたということがきっかけだというふうに伺っております。ウサギを見に来られる外国の方がかなりいらっしゃるというふうな状況

と伺っております。

それから、町並み保存地区の方に、文化施設の方にお見えになっておられる外国人ということでございますが、町並み保存地区全体ということでお答えをさせて頂ければと思うんですけども、平成26年、昨年の外国人観光客の方が町並み保存地区へお見えになられたのは243名ということでございまして、平成25年が600名、平成24年が388名ということで、外国人の観光客の方は数百名程度、年間通してお見えになっておられますが、余り大きな変動はないというような状況でございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） せっかく大久野島までお越し頂いてる方が5,500人もいる、そのうち243名しか町並み保存地域にお越し頂けてない。これは一体何なのかということに疑問に思われていると思うんですけど、なぜだと思われませんか。

議長（北元 豊君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） なぜ町並み保存地区の方に来られる外国人観光客が少ないのかということでございます。

はっきりとした理由っていうのは把握はしておりませんが、まず先ほど申し上げましたように、大久野島へは外国人観光客の多くの方がスマートフォンですとかタブレット端末、携帯用の端末を持って旅行に行かれると。行かれる現地で情報を収集して、行き先も自由に変えられるというような傾向があるというふうに伺っております。したがって、そういったインターネットの情報から大久野島の方へ多く行かれているんですが、大久野島を訪れた後はそのまま次の目的地に向かっておられると。市内を回遊されているという方はほとんどいらっしゃらないという状況で、町並み保存地区の方へ回ってこられる観光客が少ないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） もったいないですよ。やはり発信力というのが物すごく大事であり、コンテンツ、情報というのが外国人にとってみれば、とても大切なことだと思うんです。これはもったいないなというふうに思います。外国人のみならず日本全国から、国土交通大臣が言われておりました、新しく全国で7ルート、広域観光周遊ルート7つが選定された。これは6月13日の新聞だったんですか、載っておりました。せとうち・海の

道が制定されたことに伴い、近隣の中国、四国を含む沿岸部、特に。どこの市町もこぞって競争になります。極端に言うと、本当に1分1秒でも遅れると先を越されます。香川県の市長が言われておりました、東京は東京五輪、パラリンピック等で、東京、関東周辺は神奈川含む、東海道を含む東の方は、スポーツで地域おこしをしようとしている。であれば、瀬戸内海は文化で勝負だということを言われておりました。

なぜこれだけもったいなくもNHKで放送され、「たまゆら」で全国にも若い人たちのファンも来て、そして大久野島で外国の方がウサギと戯れて癒しを求める。多島美もあり、夕方になったら夕焼けは物すごくきれいです。その夕焼けを写すためにJR呉線から体を乗り出して、外国人の方々がシャッターを切っておられます。瞬時にその情報が御自分の郷里、地元、海外の方の里の方に、お友達等にソーシャルネットワーキングサービスによって情報が発信されます。5分、10分もかかってないです。そういった情報合戦の時代ではないかなと、私は思っております。

こういう時代が来るのは、とっくにわかってたのではないかなと。ましてや、市民の皆さんの血税で道の駅、海の駅、あれだけ立派なものを建てて頂いてる訳です。そこにもWi-Fiがないってどういうことですかと、厳しい御指摘を伺います。東広島も、市役所の庁舎の周辺には外国人の方々がWi-Fiを一生懸命とるために集まっておられた。それがあってかどうかわかりませんが、今日、中国新聞にも西条駅の方の周辺にも観光情報提供、無線LANを整備。この金額を見ると、約100万円なんです。広島市が提供するサービスを使って、Hiroshima Free Wi-Fiを使って、100万円の事業費です。せっかく全国から、世界から皆さんが少し竹原を注目して頂いて、交流人口が増えてきつつある時に、なぜチャンスを見逃すようなことをするのかと。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

そう、時を感じなければ、時に合わせていかなければ遅れます、10年も20年も。それで、本当に市民の皆さんが住んでよかった、住み続けていたい竹原市なのかどうか。もう少しどこの課がするとか、どこの課が担当だとか、そういうことを言っている状況ではないのではないかなと、私は思います。無料Wi-Fiだけではなく、インターネットに関することも、情報はそれぞれの課をまたいで、これはトップに持ってきてもいいんじゃないかなと思うんですが、それが先ほどちょっと紹介したところに、1万7,000人の人口の町がそのホームページを開いたら、トップに市長の部屋、市長の声があるんです。市長の声があって、すぐその下に少子高齢化に対する対策、そのすぐ下にこういう問題を

取り上げているんです。定住人口、交流人口を増やしていこう。これは、どこも全国一斉にみんなしてると思います。観光客が来て、消費額も向上していかないといけないです。消費額が余りにも変化がないです、竹原市は。でも、人が来て頂いて、人からアイデアをもらって、人から情報ももらって、あらゆる人たちの声を聞きながら、そして発信していくべきではないかな、行政ってそういうものではないかなと思います。

最後に、今日3点にわたって、質問をさせていただきました。

道路の照明の問題、そして空き家対策、定住につなげていく問題です。それと、無料Wi-Fi、この3点を質問させていただきました。本市にとって、どれも欠かすことがないものであると思います。今日、私はトップバッターですけれども、あと8名の方が一般質問をされます。どれもこれも時を逃がしてはいけないような質問がたくさんあると思います。そして、整理していくためには、最高の頭脳を使って、結集して、皆さんが乗り越えて頂かないといけないというふうに思っています。よく東京五輪では、おもてなしという言葉聞きます。全てのおもてなしの心は、市長自らの心にあるのではないかなと私は感じておりますので、市長の御答弁をお伺いしたいと思います。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

副市長。

副市長（細羽則生君） 今、道法議員の方からいろいろと御提案頂きました。

3点の問題につきましては、本市における喫緊の課題であるというふうに考えております。特に、交流人口の拡大という部分につきましては、いろんな取組をしていかなければいけないというふうに思っております。そのためには、観光面っていう面でいけば、非常にいい風が吹いてるんじゃないかなというふうに思っております。その中で、Wi-Fiの部分でいきましたら、どういう形で情報発信していくのか。これは、他の市町もいろいろと取組をやっております。我々の中でもいろいろと研究を始めているというような状況でございますので、またその辺は状況が把握できましたら御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、空き家問題って分は、高齢化が進む中でなかなか避けて通れないという問題だと思いますが、活用策という部分につきましては、行政だけではなくて、民間の団体等も協力しながら、どういう形で活用していくのかということ……。

議長（北元 豊君） 道法議員に申し上げます。

あと5分でございます。

副市長（細羽則生君） 検討していきたいというふうに考えておりますので、これらの組織力というものが大事だと思いますので、組織力を上げて対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 9番道法議員。

9番（道法知江君） 副市長に大変期待しております。是非よろしくお願い致します。

以上です。

議長（北元 豊君） 以上をもって道法知江議員の一般質問を終結致します。

午後1時15分まで休憩致します。

午前11時41分 休憩

午後 1時10分 再開

〔議長交代〕

副議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、山元経穂議員の登壇を許します。

3番（山元経穂君） ただいま議長より登壇の許しを得ました、民政同志会の山元経穂でございます。これより通告に基づき一般質問をさせていただきます。

本市の教育行政のあり方について。

1、児童生徒の不登校問題について。

2015年である本年は、我が国にとって戦後70年を迎える年であります。太平洋戦争末期の空襲により焦土と化した国土は、先人たちのはかり知れない努力により復興し、今や世界の先進7カ国に列せられるほどまでの繁栄を誇っています。

復興の要因の一つとして、我が国の義務教育制度が挙げられると考えます。均質で水準の高い労働力、高度経済成長期においては金の卵として重宝された労働力を供給したことは、我が国を経済大国に押し上げた原動力であったと考えます。

また、2012年のOECD（経済協力開発機構）による世界65カ国が参加した学習到達度調査では、読解力4位、数学的リテラシー7位、科学的リテラシー4位と国際的にもすばらしい結果を残しています。しかし、物事に表と裏、光と影があるように現在、我が国の教育は様々な課題を抱えています。そのうちの一つに児童生徒の不登校の問題があります。

文部科学省（以下、文科省）の調査によると、全国の児童生徒の不登校数は、平成20年12万6,805人、同21年12万2,432人、同22年11万9,891人、同23年11万7,458人、同24年11万2,689人と若干の減少傾向にありましたが、同25年には一転11万9,617人と前年度との比較で1.8ポイントの増加となっています。

また、この問題は非常に根が深く、看過できない課題をはらんでいます。文科省が平成26年7月に公表した不登校に関する実態調査、「平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書」からは、不登校を経験した児童生徒は義務教育終了後の進路について影響を受けていることがわかります。資料によると、中学3年時の高校進学率では、全国平均が98%に対して85.1%、中退率は1.9%に対して14%となっており、また20歳現在の就学状況においては、全国平均59%に対して47.4%となっており、統計上顕著に差があらわれている実態を伺い知ることができます。

本市においても、児童生徒の不登校の問題は、国の傾向と相似したものとなっています。今月12日に開催された総務文教委員会において、「平成26年度教育委員会事務点検評価報告書」が公表されました。その中のH24からH26生徒指導上の諸問題年次集計を見ると、不登校の児童生徒数は平成24年23人、同25年34人、同26年26人となっており、増減を繰り返している状況にあります。あわせて、本市の総合計画後期基本計画を見ると、6つチャレンジプロジェクトの一つとして、第1章に子どもが夢を持ち人が輝くまちづくりへの挑戦が掲げられています。章内の第2節で、学校教育の充実の具体的施策において、生徒指導の推進として関係機関との連携を図り、問題行動への指導、助言、相談活動等、外部の視点による客観的な問題の把握等により、児童生徒の問題行動の未然防止や立ち直りを支援するとあります。

そこでお伺い致します。

義務教育終了後の進路に大きな影響を与える不登校の問題は、義務教育期間中に解決を図らなければならないと考えますが、本市は児童生徒の不登校の問題に対してどのような認識をお持ちですか。また、行政の責任において、総合計画後期基本計画に掲げた具体的施策を、不登校ゼロへの実現に向けてどのように取り組んでいくのかお伺い致します。

2、行政の家庭教育支援について。

不登校の問題は、学校と家庭だけで解決を目指すのではなく、先述したように行政も責任を持って連携して取り組んでいくことが必要であると考えます。家庭への関与となる

と、一般的に子どもに対する第一義的責任は保護者として、行政は干渉できないという反論をよく耳にします。しかし、1989年11月に国際連合総会で採択された国際条約であり、我が国でも1994年5月から発効している児童の権利に関する条約、通称子どもの権利条約の第18条において、子どもが個別の必要に応じて支援を受ける権利のために、締約国は適当な措置をとることがうたわれています。また、国内においても、教育基本法第10条第2項に「国及び地方公共団体は、家庭教育の自習性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と定められています。さらに、平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興計画では、基本的方向性を定めた4つのうちのひとつとして、家庭教育支援体制の強化が明記されています。

以上のことから、行政が家庭教育支援に取り組むには十分に根拠となる基本法規が規定され、かつ担保されているのは疑う余地のないことです。家庭教育支援は不登校の問題だけでなく、様々な教育問題を未然に発見し、対処ではなく、それらの予防に期する大いなる可能性を持っていると考えます。学校、家庭だけではなく、行政が関与し、さらに地域も巻き込んでいけば、子どもを取り巻く環境を向上させ、本市の教育及び地域によい効果をもたらすものであると想像します。

そこでお伺い致します。

本市は、行政の家庭教育支援についてどのような認識をお持ちになり、取り組んでいくおつもりですか。また、今年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、市長も参加される総合教育会議において、大綱を策定することが義務付けられています。今秋予定されている大綱に家庭教育支援の充実を明記されるお考えはありますか。

そして最後に、子どもの育成と地域の関係について、どのような認識をお持ちになられているのかお伺い致します。

以上で壇上での質問を終えさせていただきますが、御答弁の内容次第により自席にて再質問をさせていただきます。

副議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

教育長。

教育長（竹下昌憲君） 山元議員の質問にお答え致します。

まず、児童生徒の不登校の問題についてであります。不登校は文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、「病気や経済的な理由によ

るものを除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること」と定義されております。また、年度間に連続、または断続して30日以上欠席日数となった児童生徒を一般的に不登校児童生徒数として報告することになっております。

この不登校問題につきましては、教育現場における重要な課題であり、全国的にもあらゆる取組を進めているところであります。文部科学省から発行されている生徒指導提要では、不登校の解決に当たっては心の問題としてのみ捉えるのではなく、広く進路の問題として捉えることが大切であり、不登校の児童生徒が一人一人の個性を生かし、社会へと参加しつつ充実した人生を過ごしていくための道筋を築いていくことが必要であると明記されております。

教育委員会と致しましては、不登校問題を生徒指導上の重要な課題と捉え、義務教育段階での解決を念頭に関係機関との連携を図り、不登校の未然防止や初期対応について、学校と連携しながら取組を進めているところであります。

平成26年度における竹原市内の小中学校の不登校児童生徒は、小学校8名、中学校18名の計26名となっております。各学校においては、学級担任が家庭訪問や電話連絡を継続し、学習課題等を家庭で行うことができるような支援やスクールカウンセラーによる保護者面談等を行い、児童生徒と家庭の両面を支える体制づくりを行っております。また、竹原市教育相談室などの関係諸機関を利用することにより、不登校児童生徒の学校復帰を目指した取組も進めております。

学校復帰が困難な児童生徒については、児童生徒の将来的な社会的自立に向けて支援することを目標に、本人の進路形成に資するような指導、相談や学習支援、情報提供等の対応も行っているところであります。

不登校児童生徒ゼロを実現するためには、不登校の未然防止や初期対応が必要不可欠であり、児童生徒の実態を把握し信頼関係を築くとともに、楽しくわかりやすい授業づくり、活躍の場がある行事等の工夫を行うなど、日常的に日々の学校生活を充実させる取組を計画的に積み重ねております。また、日ごろから児童生徒が安心して過ごせる居場所としての学校づくりを目指し、一人一人へのきめ細かな対応を心がけているところであります。欠席傾向にある児童生徒の状況について早い段階で把握し、安心して登校できるよう体制を整えるとともに、明らかになった要因については早期解決に向けて家庭と連携を図り、児童生徒の状況に応じた働きかけを行っております。

今後につきましても、不登校児童生徒への学校復帰に向けた個に応じたきめ細かい対応や欠席数が増加傾向にある児童生徒について不登校の未然防止、初期対応等、不登校になる前の丁寧かつ迅速な取組を通して、不登校児童生徒ゼロの実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、行政の家庭教育支援についてであります。児童生徒の育成は学校、家庭、地域、行政で取組を進めていくことが必要であります。昨今では、生活の基盤である家庭教育力の低下が指摘されているとともに、子どもの教育に関わる課題を家庭だけで抱えてしまうことも少なくなく、とりわけ不登校児童生徒と直接向き合っている保護者の不安や悩みは大きいものであると捉えております。このような保護者の姿は、時として児童生徒の心身の状態に影響を及ぼす場合もあり、児童生徒のみならず家庭への適切な働きかけや支援を行うことは、不登校児童生徒に間接的な効果を及ぼすものと期待されております。こうしたことから、家庭教育支援につきましては、児童生徒による問題行動の未然防止や立ち直りにも大きく寄与するものと考えております。

学校においては、日常的に教育内容全般に関わり、家庭への啓発活動を進めておりますが、教育委員会と致しましては、家庭の教育力の向上を図るために学校を通して関係機関の実施する家庭教育講演会等の呼びかけを行うとともに、家庭教育に関わる研修等や情報提供の場を設け、啓発に努めているところであります。また、子育てに悩みや不安感を抱えている保護者に対してスクールカウンセラーによる相談や相談機関との連携等、家庭教育の支援体制を整えているところであります。児童生徒は家庭や学校はもちろんのこと、地域の中での人々との関わりにより、人間関係や集団のルールなど様々なことを学びながら社会性や規範意識などを育み、成長していきます。そのためにも、子どもの育成という観点を再確認し、学校、家庭、地域、行政が互いの機能を関連させ連携を図りながら、教育的機能の活用を図り、生かす取組を竹原市全体で充実してまいりたいと考えております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、市長は地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本的な方針となる大綱を定めることとされております。

本市の大綱につきましては、第5次竹原市総合計画後期基本計画を土台にして策定することとしておりますが、後期基本計画に掲げている家庭の教育力の向上や家庭、地域、学校等の連携による教育力の向上といった家庭教育に関する施策を踏まえ、大綱に盛り込む

内容について市長部局と教育委員会で十分連携し、策定してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

副議長（大川弘雄君） 3番山元議員。

3番（山元経穂君） 先ほど壇上で述べさせて頂いたように、この不登校の問題、非常に根が深い課題であります。教育委員会も認識として心の問題としてのみ捉えるのではなく、広く進路の問題として、また未然防止や初期対応が必要不可欠と御答弁にありました。不登校ゼロの実現のために一定の認識の共有があると考え、再質問に入らせて頂きます。

文科省の調査で平成21年度には12万2,430人の不登校児童生徒数であったと先ほど壇上で述べましたが、これを詳しく見ると、前年度からの継続不登校者が6万516人、復学できた児童生徒が4万2,427人、前年度の中3卒業者の減少分が4万2,427人であり、前年度と比較して4,373人が減少したといえど、新規不登校者数は6万1,916人になります。つまり、年間約2万4,000人が復学してもその約2.5倍の約6万1,000人が新たに不登校になっています。また、約4万2,000人の方が問題を解決できないまま義務教育を終えています。

また、義務教育の問題として以前教育に関して同僚議員が質問した折、中1ギャップについて触れていましたが、この中1ギャップと同様に深刻な課題として小1プロブレムという問題があります。小1プロブレムとは、集団行動ができない、授業中に座ってられない、先生の話を受けないなど学校になじめない児童のことをいいます。平成19年の東京学芸大学の調査では全国に約2割の地域でこの問題があるとされています。

これらを踏まえて、まずお尋ねしますが、先ほど御答弁で平成26年度において本市では小学校8名、中学校18名の計26名の不登校の児童生徒がいるとありましたが、このうち前年度からの不登校継続者は何名になりますか。また、復学数、不登校のまま中学校を卒業した生徒、つまり義務教育を終えた生徒、小1からの不登校児童は何名になりますか。お尋ね致します。

副議長（大川弘雄君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（九十九邦守君） 本市における昨年度、平成26年度の不登校児童生徒数の内訳についての御質問でございます。

平成25年度から継続して平成26年度も不登校児童生徒数、いわゆる年度において3

0日以上の欠席をした児童生徒数でございますが、小学校におきましては3名が25年度からの継続でございます。中学校におきましては14名の継続でございます。

26年度新規に不登校になった児童生徒数でございますが、小学校につきましては5名、中学校につきましては4名でございます。

平成25年度末をもって中学校3年生を卒業した不登校生徒数につきましては、11名でございます。

平成25年度に不登校児童生徒数としてカウントされている児童生徒で中学校3年生を除いた平成26年度におけるの学校復帰につきましては、6名でございます。

以上でございます。

(3番山元経穂君「小学校1年生」と呼ぶ)

失礼しました。

小学校1年生につきましては、平成25年度、平成26年度、この2年間につきましては、小学校1年生については不登校児童数はゼロ名でございます。

副議長（大川弘雄君） 3番山元議員。

3番（山元経穂君） 本市も継続して不登校が続いているっていうのは、かなりの数だと思います。引き続き、先ほど御答弁にはありましたが、いろんな手法を使って復学できるように取り組んで頂きたいと思います。

また、1点これは幸いというかよかったというのは、小1からの不登校がないというのは、よかったなということを今御答弁を聞いて感じたんですが、ただまた、小1プロブレムじゃないですけど、こういう小1からの不登校になったりとか、学校になじめないという児童ですか、出てくる可能性は今後ないとは言えません。ということは、どの時点から考えていかなければならないかということであるという、小学校に入る前の就学前からの支援ということになってくると思うんですが。

その就学についてです、就学前からの教育支援であります。例えばアメリカではヘッドスタート制度というのを導入して、この課題の解決に努めてます。この制度は、低所得者の3、4歳児に無料で就学援助を行って就学前にアルファベット26文字、1から10までの数字を数えられることを主な目標として取り組んでいます。

ちょっと古いデータですが、平成17年のアメリカ健康及び人的サービス省の調査では約905万人が利用し、父親が子どもに十分に関与すると子どもの状況が大きく改善したなどの結果が報告されています。もちろん、日米の教育制度の違いもあります。また、国

家規模の施策ということで本市にそのまま当てはめることはできないと認識していますが、しかし、この結果、行政の家庭教育支援が大きな役割を果たしているということは否定できないと思います。

そこで次に、行政の家庭教育支援についてお尋ねしたいと思います。

先ほど挙げた不登校の問題を含め、現在教育問題は家庭や学校だけで解決を図りがたいものとなっています。そこで、文科省をはじめ自治体が近年力を入れ始めているのは、行政による家庭教育支援制度であります。制度のイメージとしては、家庭、学校、そして地域の真ん中に行政が入り、これを結びつけ情報共有を図っていき、様々な教育問題に関して総合的な視野を持って取り組んでいく、いわば中間支援です。

例えば、事例を挙げますと新潟県三条市では乳幼児から就労に至るまで切れ目のない総合支援を実施し、関係機関が連携し子どもサポートファイルという、子どもの関連情報を記載したファイルを配り、情報を共有して虐待防止、スクーリング・サポートを含め一体化して対応しています。また、概ね13歳から34歳までのニート、ひきこもり、不登校など若者に対して社会的な自立を支援する専門的な相談員であるユースアドバイザー制度を取り入れ、かつユースアドバイザーの育成も図っております。

先ほどの御答弁で学校、家庭、地域、行政が互いの機能を関連させ連携を図りながら教育的機能を活用するとありましたが、それらをもう一步進めて総合支援部署の創設をし、またユースアドバイザー制度の導入なども考え、三条市のように取り組んでいけば市民の利益に資するものであると考えますが、本市としてはどのようにお考えになられますか。

副議長（大川弘雄君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（九十九邦守君） 家庭教育支援に関わって行政がどのような立場で関わっていくかという御質問でございます。

議員おっしゃるように、家庭教育の支援については家庭のみ、あるいは学校のみということではなく、地域や行政がしっかりと関わっていかなければ根本的な解決にはならないものだというふうに思っております。家庭教育というのは、基本的な生活習慣の習得であったり、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものではございますが、家庭教育の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会になっているというような現状がございます。

その中で、行政、地域がどのように関わっていくかということでございますが、先ほど御提言頂きました新潟県三条市の若者総合サポートシステムについてでございます。おっ

しやるように、乳幼児から35歳くらいまでの若者を対象とする支援システムであるというふうに認識しております。支援内容と致しましては、被虐待、全ての障害、不登校、非行、ひきこもり、その他支援が必要と考えられるもので経済支援や子育て支援なども含まれる、また、そういったものを市の中で一括集約、一元化していると、いわゆる窓口一本化というような体制をとっておられるということも認識しているところでございます。こういったこの三条市の取組等を含めて、就学前児童やその家庭のみならず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもであるとか、あるいは若者を支援するものであり、本市における一貫した家庭教育支援の参考になるものであるというふうに考えております。今後このような取組等を参考にし、関係機関等と連携をし、よりよい家庭教育支援の形を構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（大川弘雄君） 3番山元議員。

3番（山元経穂君） 今、答弁書と同じように連携という言葉でありましたが、先ほども質問したように、もう一步進めて統合した部署をつくって対応していかれたらと思うんですが。午前中にも同僚議員の質問でありました。課をまたぐ、どこが窓口かって。これは市民の利益、市民にもわかりやすくなると思うんですよね。例えば、今挙げた三条市なんかは平成20年に構造改革を実施して教育委員会内に子育て支援課をつくって、そこで母子保健、保育所、子ども手当等、本市でいえば福祉部門に当たる部門ですか、そこを統合して全体的な幼児から就労までのケアを行っているという総合対策をとっている訳ですよ、総合部署において。是非、こういう形をつくって貰って、しかも、ワンストップサービスという点で、市民の方にも非常にわかりやすいと思うんです。この辺に關してもう少しお答え頂ければと思います。

副議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 家庭教育支援についてのワンストップサービス、総合サポートといったことでございますけども、本市の家庭教育支援につきましては、総合計画のもとに、現在、市民生活部、教育委員会が中心となって様々な施策を推進しております。今後におきまして、御提言のワンストップサービスの体制について、三条市等もございまして、他市の事例等を参考にしながら調査研究してまいりたいというふうに思っております。

まずは、家庭教育支援に関わる現在行っている施策の推進については、各部署間で十分

な連携をとりながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（大川弘雄君） 3番山元議員。

3番（山元経穂君） 連携して取り組んで頂くことも、今別に福祉部門においても教育部門においても、子育て支援や学校教育のことは何もやってない訳ではなく、それぞれ対策を組んで取り組まれているということは重々承知しているんですが、今も御答弁にありました、生活の基盤である家庭の教育力の低下というところもありますし、じゃあ次、学校、それは家庭の問題です。学校でいうと、先生も忙しいとか、例えばモンスターペアレントの対応などにとられる。また、地元でいうと、ちょっと表現があれなんですけど、私たち子どものころには、雷おやじとかおせっかいおばちゃんとかってというのがいて、地域で何か悪いことをすると、「こらあ」と怒られたとは思いますが、今こういう方が減っている。幸い、同僚の高重議員と私同じ地区にいるんですが、うちの自治会長は自治会の総会の時にPTAの方、子ども会の方、親御さんが来られた時には、「私は子どもは悪いことをしたら怒りますから」と言って、はっきり皆さんの前でお話しされるんですが、こういう方がだんだん少なくなっている。そういう中で、それぞれ家庭にしても学校にしても地域にしても、今まで持ってきた社会的機能っていうのが失われているんじゃないかなという感じが致します。

だからこそ、この真ん中に中間支援ということで、行政が積極的に入って行って、これらを情報共有して何かの問題に対して手を打っていく。そうなった時に、先ほどから述べていますように、じゃあ家庭教育、今御答弁にありましたが、家庭生活を営むのが難しい子どもさんがいらっしゃるかもしれない。その時に教育委員会のみで対応できるのかといったら、そうじゃないはずですよ。この部門の一番得意な部分というのは福祉部門の方じゃないかなと、福祉課の部門じゃないかなと思うんですよ。そういう意味で、一体となって取り組んでいくっていうことで、やっぱり一つの部署で統合してやっていけばいいと。福祉部門にはまだ今当たってないですが、子育てということになると、就学前ということになると子ども福祉室長のところになったりします。御答弁が午前中にも同僚議員の話でありましたけど、答弁がこう違ってくると。それよりは、縦割りの弊害とまでは言わないんですが、一つの部署において対応する方が市民にもわかりやすく、市民の利益にもなるし、その方がはるかに効率的にいろんな教育の問題に、虐待とか、そういうこともそうですよね、取り組んでいけるんじゃないかということで私は質問しているんですが、是非こ

の家庭教育支援における総合支援部署の設置，これからも引き続き考えて頂きたいと思えます。

それでは，次の質問に移らせて頂きます。

次に，ちょっと家庭教育支援で違う視点でお尋ねしたいと思います。

三条市と同様に，家庭教育支援制度を実施しているところで，九州の大分県別府市が大変有名であります。平成25年小学校24名，中学校103名いた不登校者が，平成26年には小学校10名，中学校37名まで減少しています。この別府市では，制度の運用に当たって，臨床心理の分野で大学との連携を図り，大学生が参加しています。本市に置き替えて考えてみると，近隣の東広島市には，広島大学には総合科学部，また教育学部心理系コース，また同じ西条，東広島の黒瀬ですが，広島国際大学には心理科学部等，心理学を教えている大学があります。これらの大学と連携を図っていき，地域貢献に資するとともに，官学連携を推進し本市の家庭教育施策のみならず，他の課題解決や新たな取組にも道を開き広げるものであると考えますが，本市としてはどのようにお考えになりますか。

副議長（大川弘雄君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（九十九邦守君） 大分県別府市の家庭教育支援の取組について御紹介を頂きました。別府市においても，不登校あるいはひきこもりの家庭に対して，相談体制の充実や情報学習機械の提供等，学校や関係機関と連携しながらきめ細やかな家庭教育支援を行うことにより，家庭教育を支えていく基盤の形成を促進する取組を実施されており，様々な，今おっしゃいました学生ボランティアあるいは専門家等の支援チームを組織する中で，地域，学校あるいは行政等が携わって取組を進め成功結果を残しているというふうに聞いているところでございます。

このように学校だけであるとか，あるいは単市の行政だけではなく，大学あるいは専門家等も含めて様々な立場の方のお力やあるいは知恵をお借りしながら課題解決に取り組んでいくということは，非常に大切なことだというふうに思っております。竹原市という枠だけではなく，近隣の市町の行政あるいは関係機関ともしっかりと手を携えながら，目の前の児童生徒にとって何が有効なのかということは今後とも模索していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大川弘雄君） 3番山元議員。

3番（山元経穂君） ありがとうございます。学校ということに絞って頂いたんですが、答弁の幅を広げて各機関との連携ということでお答え頂いた、誠にありがとうございます。

今、この問題を取り上げたのはチャンスじゃないかと思ってるんです。例えば、広島大学、昔は国立大学でした。でも、今皆さんが御存知のように、独立行政法人化されています。ということは、半官半民といいますか、ある意味結果が求められていく、国際競争の中でも広島大学としても結果を残していきたい。その中で、大学も何だかの連携して研究成果を出したいと思ってるんです。もし、うまくいったら、ちょっと言い方があれかもしれない、無料、ただで連携したいと、結果を残すために動いてみたいということ。広島国際大学もいえるかもしれませんし、本日の中国新聞の朝刊にも出ていた福山大学ですか、40周年を迎えると、この福山大学でも心理学を教えている訳です。こういうところと連携しながらやっていると、特に年齢層にもよると思うんですが、小学生や中学生にはいい影響を与えるんじゃないかなと。比較的年齢が近い、話しやすいと。例えば去年、分野は違いますけど、「「藝術」、ですか？」ということで東京学芸大学の先生が来られたと。髪が銀髪の女性の方が、中通小学校なんかで講義をされる、授業をされるって、こういうことって普通の教育ではなかったりとか、様々な大学生の若い発想で、影響があってそこから希望を持って立ち直ったりとか、いろんなことを考えていく、創造性が膨らんでいくってことにつながっていくとは思いますが。そういうことも含めて、この対策っていうのをやって頂きたいんですが、もう少しお答え頂ければと思います。

副議長（大川弘雄君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（九十九邦守君） 学校現場に教員以外の者が、免許を持っている持っていないに限らず、様々な方が学校に入ってきて頂いております。そういった中で、議員さんおっしゃるように、年齢が近い卒業生であるとかあるいは大学生であるとか、あるいは就労して間もない若者であるとかという方から様々なお話を頂いたり、あるいはその体験談、経験談を話してくれたりする時の子どもたちの受けとめ、目の輝きというのは、我々教職の経験がある者が日常的に話をしたり指導をしていたりする時とは、また全く違ったものがあるというものは認識しているところでございます。

様々な教育課程であるとか学習指導要領の範囲の中で、そういった様々な外部からのお声を頂いたりする中で、そういったお互いのニーズに沿った、大学は大学なりの当然学生を育成していく中での様々なカリキュラムの中で、今は学校に入っているボランティアであ

るとか、様々なことがうたわれております。そういったことも含めてお互いのニーズが合致したような形で、是非そういったものを推進していければなというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大川弘雄君） 3番山元議員。

3番（山元経穂君） 前向きな答弁ありがとうございます。

今回、家庭教育支援の問題ですが、先ほども触れたように、官学連携するっていうことで竹原市の諸課題についてはこういうこともあるよというような、教育部門ではない行政部門の方でもいろんな連携がこれから考えていけると思うんです。是非この辺の連携、また先ほど答弁の幅を広げて言ってくれた近隣市町や関係機関との連携で家庭教育支援を考えていくということで推進して頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは次に、別の家庭教育支援制度の問題をちょっと挙げてみたいと思います。

問題、予算化の話ですが、この家庭教育支援制度、先ほども壇上で述べさせて頂きました。国も閣議決定して強化に力を入れると言っているものであります。また、本年度から地域活性化の起爆剤として期待され、現在計画されている地方創生においても、本年4月に文科省が公表した地方創生に資する文部科学省の予算事業についての中にも、この予算が組み込まれています。その予算でいえば、平成26年度より、本年度も継続になっていますが、家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業として、1事業に対して250万円が補助金として同省から交付されます。しかも、自治体負担金ゼロという大変有利な財源です。当然公金なので費用対効果という観点はありますが、箱物への補助金と違い比較的自由に使える、つまり汎用性が高い補助金であります。本市としてもこの補助金を活用し、家庭教育支援の強化、推進を図るべきだと思いますが、どのようにお考えになりますか。

また、地方創生といえば、教育以外の他の分野に光が当たっているように私は感じていますが、家庭教育支援を含めたソフトとしての教育分野における地方創生としての予算活用のお考えについて、何かございましたらお聞かせください。

副議長（大川弘雄君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 山元議員の御質問にお答え致します。

アウトリーチ事業の部分につきましては、まずその事業の中身やまた実施をしております先進自治体、こういったところに意見を聞きながら、竹原で合うのかどうか、そこをし

っかりと分析していきたいというふうに考えております。

また、2点目でございますが、この地方創生の財源を活用して家庭教育支援だけではなく、教育全般として何か活用できないかということについて御説明致しますが、まず家庭教育力の低下という部分についての認識を説明させて頂きたいと思っております。

まず、地縁的つながりの中でこれまでは子育てをやってきたかと思えます。先ほど山元議員の御説明にもありましたが、例えば怖い雷おやじさんとかおせっかいおばさんというふうに先ほどありましたけれども、そういった方々が地域から少なくなっていると。その中で、そういう人たちがいる中で子育てをやってきた。その知恵を、それを知る機会が減少してきたものと思っております。また、社会背景でも大きな問題といたしますか、背景も原因の一つにありますけれども、今やはり個人重視の風潮、またマスメディアの影響等による親の家庭教育に関する考え方の変化など、様々な社会背景をもとに、この家庭教育力の低下というのは生じているのではないかと考えております。この問題は、不登校の問題だけではなくて、例えば家庭での躾のあり方、また貧困や育児放棄、ネグレクトですね、こういったもの、デリケートな問題を抱えていると考えております。

地方創生での活用ができないかとありましたが、まずは今現在竹原市総合教育会議において教育の大綱を取りまとめております。そこは教育委員、また市長で構成をしております。そして、地方版総合戦略を策定する場合には、外部検討組織において意見を聞く、様々な分野から意見を聞くと。この外部検討組織においては、例えば若者の世代、子育て世代、また市内の高校の先生や高校の校長先生や中学校の校長先生が参画をするという予定になっております。まずしっかり幅広い意見を聞いてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

副議長（大川弘雄君） 3番山元議員。

3番（山元経穂君） ありがとうございます。いろんな方の意見を取り入れて、是非この問題に取り組んで頂きたいと思えます。

それと、改めてちょっとくどいようですが、これ1自治体に対して250万円じゃないんです。1事業に対して250万円という非常に有利な財源だと思うんです。ただ、様々な家庭教育支援にいろんな問題があるとしたら、それに応じて数は限られてくるかとは思いますが、例えば2つとれば500万円というような、500万円があったらかなりの財源ですよ、自由に使える。しかも、地元負担金ゼロということなので、是非これの活用

を生かして頂きたいと思います。

また、今企画政策課長が答弁されたデリケートな問題っていうところは、一つ私の言葉で置き替えていくと、ライフスタイルの変化とか、社会情勢の変化ということになると思うんですが、次の質問にちょうどいいような感じでお答え頂いたんですが、その辺のことを念頭に置いて市民へのこの家庭教育支援の啓発というところを御質問したいと思います。

まず、この啓発に関してですが、2つのデータを挙げてみたいと思います。残念ながら私の力不足で広島県の方のデータがとれなかったので、香川県の例を挙げてみたいと思います。

1つ目、平成25年度に香川県が実施した家庭教育状況調査。これに同県教育委員会の家庭教育に関する取組についてですが、効果的であると考えられるものを県民にアンケート、数は3,984で、複数回答ありで。これを実施した結果、1番目は子育てホットライン、子どもホットライン、つまり電話対応ということで、2番目は啓発冊子っていう回答が出ています。つまり、人との触れ合いを求めずに解決したいということが結果にあらわれています。

そして、2つ目のデータですが、平成23年公益社団法人日本PTA全国協議会が、家庭での教育に関する悩みや不安を解消していくためにはどのような解決策が必要かとアンケート、数でいうと3,920で、これも複数回答ありですが、そこで出た答えが、1番目が家族の話し合いや活動を充実、2番目が日ごろからの地域のつながりや相談という、人間関係の重視という結果で、先に上げた香川県の調査とは真逆の回答が得られている訳です。

この結果に対して、教育問題で有名な家庭教育支援センターペアレンツキャップ代表理事の水野達朗先生は、「人間関係の希薄化や親のライフスタイルと多様化に合わせた啓発活動を行い、個から集団へ引き込んでいくことが重要である」と指摘しています。また、同時に、「啓発活動の実効性が行政のウイークポイントである」と述べられています。例えば、民間であれば消費者のニーズを追求し、商品売っていかなければ収益に結びつかずに結果的に倒産ということになってしまいます。しかしです、元来収益性の重視とは別次元で運営されている自治体、行政体、本市もそうであると思いますが、啓発活動の実効性ではなくて、啓発活動の実行のみで終結して、完結しているんじゃないかというふうな考えであろうと思います。水野先生の指摘、ここにあると思います。

そこで、家庭教育支援の啓発を、現在の社会環境に合わせたもので実施していかなければ実効性のないものになってしまうと考えますが、本市としてはどのように考え、取り組んでいくおつもりかお聞かせください。

副議長（大川弘雄君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（九十九邦守君） 家庭教育支援の様々な形についての問題点の御質問でございます。

現状の公的支援が、今の保護者あるいは地域のニーズにマッチしていないのではないかと御指摘でございます。

保護者のライフスタイルが非常に多様化しているというような実態がある中で、当然のことながら実効性があり、より効果的な家庭教育支援というものが求められるところでございます。竹原市においても、行政ありき、形ありきではなく、保護者の実態であるとか家庭の実態というものをしっかりと捉えた上で、保護者のライフスタイルの実態やニーズを機に応じた的確に把握し、実効性のある支援に向けて、関係課と連携しながら今後も家庭教育支援を進めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

副議長（大川弘雄君） 3番山元議員。

3番（山元経穂君） 是非、その方向で行って頂きたいんですが、なかなか現実的にじゃあどうするかということは難しいと思うんです。例えば、先ほど出した水野先生が言っているのは、いきなり、じゃあ就学前とか家庭教育支援やりますから来てください、これなかなか来ないですね。関心がある方は、ずっと引き続き来るとは思いますけど、関心のない方をいかに引き寄せるか、それが啓発だと思うんです。そこで、水野先生が言っているのは、例えばヨガとかネイル、最初は、女性は興味ありますよね。そういうことでひきつけておいて、一、二回それを開催すると。そして、ある時に、実は今度こういうのあるんですよと言って冊子を出して、子育て支援に導いていく。仏のうそは方便という言葉もありますし、戦国時代の明智光秀じゃないですけど、武士のうそは武略、仏のうそは方便で。武士の場合はちょっと人に害を加えるんでいけないですが、人に不利益を与えずに、よい結果が導き出されるんだったら、私はこれはついてもいいうそというか段階手法だと思うんです。

私もこの方法で考えていくと、例えば思ったのは、今、本市も妊婦の健診に大変力入れていられると思うんですが、例えば妊婦さんの髪の手入れをするとか、歯の健診です、拡

充した、歯の健診なんかで機会がありますよということをいって関係団体と連携しまして、呼んで、例えば一、二回実施したところで、実は今度こういうのがあるんです、子育て、皆さんこれからどう子どもを育てることを考えていきますかっていう。早い世代から、早い段階からの家庭教育支援に目を向けて頂くというのでは、非常にいい手段じゃないかと思うんです。

それに、一番最初にあった不登校の問題でもありましたように、就学前から、小1プロブレムの問題じゃないですけど、就学前から対応して行って、どんどんどんどんひきつけていく。また、そういう今度逆にいって、実は勉強になったよ、すごいよかったっていうことがまた口コミで広まっていく、また午前中にも同僚議員の話にもありました、SNSじゃないですけど、ソーシャル・ネットワーク等で広がっていけば、自然と集まっていくんです。いかに呼び寄せる環境をつくるかにあると思うんですが、その工夫をどんどんしていかなければならない、これが一番の課題じゃないかなと。どんなにいいものをやっても来ない者は来ないんです、来ない人は来ないんですよ。

最初の不登校の問題ですが、例えば大事なことではあります、ICT、また学校でおいしい給食を提供するって、それでも不登校の子は来るかっていったら来ないですよ。いかに来させる環境をつくっていくか、いかに来てもらう環境をつくっていくのが本当の啓発だと思うんですが、その辺のところをもう少しお答え頂きたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（九十九邦守君） 何かを啓発したり、あるいは教育したりする時に、当然のことながらそういう場に来て頂かないとなかなかそういった啓発が深まらないということがございます。

少し話はずれるかもしれませんが、例えば小学校、中学校においてより多くの保護者に学校に参加して頂き、例えば授業を見て頂くなり、子どもの活躍を見て頂くなり、あるいは学校から保護者の方に向けてのメッセージを聞いて頂いたりするような場を設けますが、なかなかお仕事の関係であったり、あるいはそういう企画自体がなかなか魅力的なものになり得なかったりして、参加率が伸びないというようなことは、これは長年の課題でございます。どのようにしたら一人でも多くの方に学校に足を運んで頂けるか、学校がお伝えしたいことが家庭、保護者の方に伝わっていくかということを探しているところでいろんな企画を考えていきますが、例えば、竹原西幼稚園であれば保護者に対して月1回必ず保護者を集めての会を設けております。幼稚園ですから、お迎えに来て頂く訳です。

必ず保護者の方が来られます。そういった機会を利用して、幼稚園の方から保護者の方にお願ひしたいこと、協力してもらいたいこと、そしてある時には改善してもらいたいことということをしつかりと訴える場がある訳でございます。参加率は100%でございます。方法は別に致しましても、そのような形で、要は実効性のあるというところでございますが、そういったものも含めて保護者への啓発、家庭への啓発等について今後も模索をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（大川弘雄君） 3番山元議員。

3番（山元経穂君） ありがとうございます。

まさに、課長のおっしゃられたとおり、実効性をいかに担保していくかで、いかに多くの方に関心を持ってもらうか、そのためには集まってもらわないといけない。今、西幼稚園なんか参加率100%、これはすばらしいと思うんです。そういう環境を生み出すところにも知恵を絞って頂いて、多くの方に参加してもらえような啓発活動であったりとか、チャンスを逃さないようにこれからも引き続き努めて頂きたいと思えます。

本市だって家庭教育支援を何もやってない訳じゃなくて、先ほども述べましたが、分野においては、ほかにも勝るものもやってる訳です、子育て支援といいますか。そういうことをアピールして、来てもらって聞いてもらわないといけないと。また、何か問題があった時に、それにまた対処していくっていうのが、この家庭教育、制度までできるかどうか分からないですが、考えて頂けるということなので。家庭教育支援制度の強みじゃないかと、全体で考えていくっていうことは、ということなので、是非このことを今後とも御検討をお願い致したいと思えます。

そして、最後になりますが、今回の質問では不登校の問題、行政の家庭教育支援の重要性、可能性についてお伺いさせて頂きました。教育部門のトップである教育長と今後は総合教育会議等で今以上に教育行政に関わる市長の御所見をそれぞれお伺いして、この質問を終えさせて頂きたいと思えます。

副議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 先ほど来御提言ありがとうございます。

家庭教育は、基本的な生活習慣の確立、あるいは愛情に裏打ちされた心身の調和のとれた発達、これが子どもたちの健やかな成長を育む一助となっております。また、不登校の未然防止にもつながる内容であるというふうに認識を致しております。

その取組に当たりましては、就学前、小学校、中学校、それぞれの発達段階に応じた一貫した取組が必要であるというふうに認識をしております。子どもたち10人が10人課題がありましたら、10通りの課題がございます。その背景、実態を十分に踏まえて、一人一人のニーズに合った取組を進めていかなければならないというふうに考えております。議員御提言ございましたように、他県の取組あるいは総合支援部署、あるいは他市町との連携、そういった中身をしっかり視野に入れながら今後とも学校あるいは保護者、地域、行政、これが一体となってそれぞれが関連し合っただけでなく取組の相乗効果を高めていきたい。

また、啓発活動につきましては、いわゆる自分の生活の中に生かせるような中身を今後構築していくと。単なる講義を聞くとか、チラシを見るとか、そういったものでなくて、それが自分の生活にどう関わりどう生かせるか、そういった中身を工夫し構築していきたいと、このように考えております。

関係機関、市長部局とも十分な連携をとりながら、今後より鋭意取組の推進を図ってまいりますと、このように考えておりますので、よろしくお願い致します。

副議長（大川弘雄君） 市長。

市長（吉田 基君） 平成26年に策定致しました後期基本計画において、「子どもが夢をもち人が輝くまちづくりへの挑戦」ということで豊かな家庭づくりと青少年の育成を掲げ、青少年やそして家庭、地域が、そういった中で児童の皆さんが温かさを感じながら成長していくという具体的な対策を実効性のあるものにしていくために、行政と致しましても今後全力で取り組んでいきたいと、このように思っております。

副議長（大川弘雄君） 以上をもって山元経穂議員の一般質問を終結致します。

14時30分まで休憩します。

午後2時15分 休憩

午後2時28分 再開

〔議長交代〕

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、宇野武則議員の登壇を許します。

12番（宇野武則君） それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を行ってまいります。

第1点目として、国は平成11年5月、行政機関の保有する情報の公開に関する法律を制定致しました。

目的として、第1条「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」というものであります。

その第25条において地方公共団体の情報公開というものがございます。「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」とあるのであります。

本市は、平成11年12月22日、竹原市情報公開条例を制定されております。

私は、今日まで10回近く市の情報公開条例に基づき、主に条例の運用及び公共事業に関する資料請求を行ってまいりました。特に最近の公共事業に関する主任技術者や下請人名簿、金額等が黒く消されている文書が多くなっております。納税者である市民の知る権利の封鎖に等しい行為であると思いますが、市は情報公開条例に関する文書の取り扱いはどの課で、何を基準に開示、不開示及び黒く消す、消さない等の決定がどのようになされているのかお伺い致します。

2点目として、竹原市地域情報基盤整備について伺います。

私は、この事業について昨年12月、本年3月の議会において質問してまいりました。今回は、過去2回の市の答弁から主要部分を抜粋して質問致しますので、市長の明快な御答弁をお願い致します。

近年、各自治体では限定された業者選定としてプロポーザル方式を採用されている事実があります。本市も、前記方式を採用し、表記事業の実施設計、設計監理を株式会社たけはらケーブルネットワークと事業費4,000万円余りを随意契約で選定したのであります。

同社は技術者が雇用されていないため、実施設計を京都市、設計監理を東京都の業者にそれぞれ発注、私は2回にわたり、公文書請求で下請金額の提出を求めてまいりましたが、報告を求めていないとの答弁であります。最近の市が発注した公共工事、道の駅、海の駅、竹小体育館、忠海小中一貫校、地域情報基盤整備事業等については、全て元請と下請人の伝票には技術者、金額、全て提出されており、公開されております。なぜ株式会社

たけはらケーブルネットワークには資料の提出を求めないのか、その理由を伺います。

次に、実施設計、設計監理の提出書類には、それぞれ現場監督員とある、佐々木信治、奥村浩志氏の資格について確認されたと思いますが、資格の内容について伺います。

次に、幹線ケーブル設置の電柱について伺います。

当然事業を推進する大前提として電柱設置者との使用交渉が行われたと思いますが、電柱の使用総本数と使用料契約年月日が締結されたと思いますが、その契約書の内容を求めます。あわせて、竹原市と株式会社たけはらケーブルネットワークと同様の契約書が締結されていると思いますが、内容を求めます。

次に、3月議会で平成21年度引き込み件数は何件で、予算についての質問でしたが、理解できない答弁を頂きました。再度質問ですが、引き込み工事費は市の広報によって広く市民に配布されております。市は引き込み件数は1,931件と答弁、その1件平均と総額について伺います。平成23年度1期、2期、予算総額1億897万円を随意契約により、主に引き込み事業費であり、引き込み件数は994件であります。1件平均予算について伺います。

次に、随意契約の根拠法令として、市は地方自治法施行令167条の2第1項第2号を適用「契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき」と答弁。随意契約の金額について上限はなく、随意契約は可能か伺います。

次に、工事完了とともに業者に貸与した設計書等は市に帰属することとなっておりますが、現在どのように処置されているのか伺います。

次に、一昨年、緊急雇用対策事業費2,000万円余りがたけはらケーブルネットワークに一括支出されたと同っておりますが、同社から決算報告書が提出されたと思いますが、どのように取り扱われているのか伺います。

3点目として、NPO法人たけはらふれあい館について伺います。

市内の幼稚園、保育所等の既存施設は、平成15年以後の資料でも明らかにおり、児童数は大きく減少しております。施設の統廃合は、関係地域住民の厳しい決断によって現在に至っております。NPO法人たけはらふれあい館開設の理由について答弁はありましたが、当然のこととして既存の施設との事業受け入れ等の協議はあったと思いますが、どのような対応がなされたのか伺います。

次に、NPO法人たけはらふれあい館と創建ホームとの賃貸借契約が平成21年締結され、当初家賃は年額92万円、以後毎年数十万円の値上げにより、平成24年には180

万円になり現在に至っております。委託費のほとんどは公金であり、一般的には理解できない公金取り扱いと思いますが、市長の御見解を伺います。

次に、平成23年度自動ドア4枚が修繕され、代金40万円余りが委託費で支出されております。契約書1条から17条までのどの条文を適用して支出されたか伺います。

次に、参考例として伺います。

本市の市営住宅の家賃、その他諸条件は、入居時に公表されている家賃改定はどのような条件で行われているのか。あわせて、古い住宅も多い関係で修繕も多いと思いますが、どのような部分を市あるいは入居者が行うか伺います。

次に、先の委員会において自殺対策の相談対象地域を大崎上島、東広島を含むとの説明がありましたが、自殺対策という重大な問題について対象自治体の同意もなく事業を拡大することは問題が大きいと思いますが、市長の御認識を伺います。

次に、同施設は既に築40年を経過、また施設内において児童に重大な事故が発生した場合、当然高額な損害賠償等が発生し、その責任を誰が負うことになるのか伺います。

以上でございます。

答弁次第によっては、自席で再質問させていただきます。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） まず、1点目の御質問についてであります。当該制度は平成11年12月22日に竹原市情報公開条例が制定され、平成12年4月1日から施行されたものであり、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加をより一層推進し、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な開かれた市政を推進することを目的とするものであります。

また、当該制度における公文書は、実施機関の職員が職務上作成しまたは取得した文書、図面及び写真であって、決裁、供覧等の手続が終了し実施機関が管理しているものとされており、当該公文書の公開を請求することができる者は市内に住所を有する者、市内に事業所または事務所を有する個人及び法人、その他の団体、市内に存する事務所または事務所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者またはその他実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者とされております。

これらの公文書の管理につきましては、それぞれの事務の所管部署において行っている

ところであり、情報公開条例に基づく公開請求に対する決定についても、当該所管部署において対象公文書の決定及び公開の可否を判断し、総務課を通じて手続を行っているものであり、そして情報公開請求に対する公文書が存在する場合においてその公開の可否等の判断を行うに当たっては、情報公開条例第6条の規定に基づき法令秘情報、個人情報、法人等情報、生命等保護情報、国等協力関係情報、合議制機関等関係情報、意思形成過程情報及び市政運営情報についての適合性を審査し、当該情報に該当する場合にはこれを公開しないこととしているものであります。また、これらの適合性の検討のほか、当該公開請求を行う時点や公開請求の対象となる事項に係る関係法令等の内容等も含め総合的に勘案した上で、公開の可否または公開対象事項について判断しているところであります。

次に、2点目の御質問についてであります。本市における情報通信基盤整備事業の実施設計及び設計監理業務の委託につきましては、他の公共施設の整備と異なり、サービス提供内容に即した機器等の選別、配置、各種施設構成が求められるものであり、これらの事項を考慮せず設計整備を行った場合、後に運営を行う事業者にとって柔軟かつ良質なサービスの提供が困難となり不都合を生ずるケースが想定されることから、先に運営事業者を募集、選定した上で、調査、設計、施工監理を行わせることが合理的であると判断し、実施設計と設計監理に係る業務をあわせ、プロポーザル方式により公正に運営事業者を選定したものであります。当該事業における業務委託の下請につきましては、契約書の中で一部業務の再委託を認めており、再委託の届け出に関して下請金額や現場責任者の資格を求める内容となっております。

幹線ケーブル設置の電柱について、本市が所有するケーブルを電柱に共架することにつきましては、電柱設置者であります中国電力株式会社及び西日本電信電話株式会社と共架契約を締結しており、中国電力株式会社との契約日は平成22年9月7日、西日本電信電話株式会社との契約日は平成22年9月14日となっております。

また、使用本数につきましては、事業開始時において中国電力株式会社が215本、西日本電信電話株式会社が748本であり、その後の事業の拡大に伴い、事業完了時における使用総本数は中国電力株式会社が4,410本、西日本電信電話株式会社が1,080本となっております。なお、株式会社たけはらケーブルネットワークと本市は電柱設置者とケーブルの共架者という関係ではないことから、ケーブルを電柱に共架するための契約は締結しておりません。

平成22年度の工事につきましては、平成27年第1回定例会においても御答弁したと

おり、幹線工事と引き込み工事が補助対象となっていたことから、双方を一体的に施工することとし全体の材料費、労務費及び電柱への共架に係る申請手続などの諸経費を全体で積み上げて算出しているため、引き込み件数1,931件分のみの金額については算出しておりません。なお、当該工事の総額につきましては11億2,016万1,000円であり、平成22年8月9日に市議会臨時会において御決定を頂き、平成22年度内に完成しているものであります。また、平成23年度第1期及び第2期工事につきましては、引き込み工事であり当該工事件数は994件であることから、1件当たりの平均金額を工事費から算出しますと約11万円となるものであります。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき」により、契約を締結する場合につきましては、契約金額の上限は定められておりませんが、業者選定の公平性、透明性の確保に努め、適正な契約事務の執行を行い、効果的かつ効率的に事業が遂行される必要があるものと考えております。

当該事業に係る設計書等の管理につきましては、当該事業が実施設計及び設計監理業務と幹線ケーブル等工事請負の2つの内容となっていることから、それぞれの事業者と市において契約履行に必要な設計書等の関係書類を所持することとなり、契約履行中は双方が関係書類を適切に管理するものであります。

緊急雇用対策事業につきましては、広島県緊急雇用対策基金を活用して失業者の雇用機会の創出を図ることなどを目的として、市が実施する事業に要する経費に対して補助金が交付されるもので、事業完了後において委託先である株式会社たけはらケーブルネットワークから当該事業に関する事業完了届及び雇用・就業に係る実績報告等の書類を受領しており、これに基づき本市におきまして事業実績報告書を作成し、広島県に提出しているところであります。

次に、3点目の御質問についてであります。本市におきましては平成20年4月1日から病後児保育事業及び地域子育て支援事業について、NPO法人ふれあい館ひろしまと委託契約を締結しております。

その経緯と致しまして、まず病後児保育事業につきましては、平成19年度まで委託していた事業者が当該事業の実施を辞退されたため、平成20年度以降の継続が困難となったもので、この事業の実施に当たっては医師の確保が絶対条件であることから、医師会等と今後の事業継続に向けた医師の確保について相談を行うとともに、事業の実施に必要なスペースが確保されていることや、支援者、利用者の双方にとって利便性がよいこと等を

考慮し担当医師を含めた関係者で検討を行ったものであります。

また、地域子育て支援拠点事業につきましては、平成17年3月に策定した竹原市次世代育成支援地域行動計画基本計画の平成21年度までの目標において、つどいの広場事業、現在のひろば型・地域子育て支援センターを市内1カ所で実施することとしていたもので、既に同法人が常設の場を設けて類似の事業を実施していたことから、他に類時の事業を行っている事業者はなく、新たに事業を実施する事業者が見込めないと判断し、同法人に対して事業を委託することとしたものであります。

賃貸借契約のあり方につきましては、現在の賃貸借料である年額180万円について、建物の規模等から判断し適正な額であると認識しております。平成19年度の事業開始当初の施設の賃貸借料は、同法人の設立趣旨に賛同し事業運営の支援をすることとして、一定の期間無償貸付けすることとされていたものであります。事業の継続性などから同法人と施設所有者の双方で協議の結果、一定の額の賃借料を負担していくこととして、平成21年度以降段階的に当該年度ごとの賃貸借料を定め、現在の年額180万円に至ったものと伺っております。

平成23年度の自動ドアの修繕につきましては、賃貸借人双方の間で締結している建物賃貸借契約書の契約条項第15条に規定されている協議に基づき、賃借人が自動ドアの修繕を行ったものであると認識しているものであります。

市営住宅につきましては、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としているものであり、その家賃の算定については、入居者から提出された収入申告書等に基づき計算した月額所得と当該所得に応じて設定された家賃算定基礎額に、政令や竹原市市営住宅管理規則等で定められた経過年数の違いによる係数などを用いて毎年算定しているものであります。また、修繕の費用負担につきましては、原則として住宅の壁、屋根、柱、床、基礎など構造に係るものについて老朽化や災害等により修繕が必要となった場合においては、市が負担しております。一方で、ドアの調整、水道のパッキンや電気スイッチの交換などの軽微な修繕や退去時の畳の表替え等につきましては、入居者の負担となっておりますが、入居者に起因する事由により修繕が必要となった場合については、入居者へ負担を求めることも行っているものであります。

自殺対策相談事業につきましては、平成26年度は総相談件数が262件、うち電話相談218件、対面相談44件であり、前年に比べおよそ2倍に増加しております。このう

ち市内からの相談者が36%、市外からの相談者が59%、不明なものが5%となっており、相談内容としては自分の生き方や人生に係る内容が最も多く、継続して話を聞いてほしい、背中を押してほしいという相談者の強い思いがあるとの報告を受けております。自殺に追い込まれる人の共通の心理として孤立感や無価値観があり、本人の支えになるものがあることは、自殺を防ぐ重要な要因になるものと考えております。

また、相談対象地域につきましては、本事業が平成21年に広島県が創設した地域自殺対策緊急強化基金を活用した事業であり、本市域内に拠点を置き、命をキーワードに様々な事業に取り組むとともに広く相談等に対応することを事業方針としていたNPO法人ふれあい館ひろしまに委託して実施していることから、市外からの相談者も含まれているものであります。現在においても、竹原市民のほか市外の方の相談について主体的に対応されているところでありますが、本市が交付している補助金につきましては、自殺対策相談事業のうち竹原市域分の相談件数に応じた額を交付しているものであります。

施設内での重大事故に係る損害賠償等につきましては、市の委託業務によるものであっても、提供されているサービスに関しては同法人と利用者の間における利用申し込みによる契約関係により行われているものであることから、当該損害の発生原因について同法人が善良な管理者としての注意義務を怠るなど故意または過失により生じたものについては、特段の事情がない限り同法人がその責を負うものであると認識しているものであります。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） まず、理事者側にお願いしておきますが、我々は時間制限がございます。質問の趣旨に沿った答弁をお願いしておきます。手続論なんかはよく知って質問しておるんですから。質問の内容を精査して答弁をして頂くようお願いしておきます。

それでは、情報公開について再質問をしてみたいです。

壇上で申し上げましたように、国は国の法律に従って、地方自治体も市民に開放された行政をということで条例が制定されております。

私も過去20年間、いろんな分野で数多くの資料請求をしてみました。私の経験においては、特に公共事業に関するものについては一回も黒く塗った文書が出された記憶はございません。私は、当然個人情報はいわゆる我々も議会におる限り、何が個人情報か、何が個人情報でないか、何を開示すべきかというようなことはよくわかる訳です。基本的には我々は公共事業に対しては、担当委員会等で細部にわたって説明を受け、そして理解をしながら

ら予算の議決をしてまいったものでございます。そういう観点からしますと、公共事業に関するものを黒く塗ったり塗らんかったり、もうばらばらですよ。国は、一定の施策を策定して市民に情報公開しなさいという要請であります。おそらく、この条例制定の時もそういうものは大変議論になったと思います。

市長に1回だけ見せたことがございますね、3月23日公文書が出た折の。市長にお話に行きました。これは広島業者じゃ、一個も消しとらん。もっとおかしいのは市長、ここへ道の駅の、どこが担当したんかようわからんが、初めは主任技術者だけ消しとった。2週間ほどして資料請求をしたら、今度は全部金額まで消しとる。これは事実で、これは公文書でもろうたんじゃから。これは道の駅、これは消しとらん。これは主任技術者を消しとる、主任技術者を消す理由はどこにあるんですか。その仕事に、それぞれの現場に資格持った人か持ってない人か確認できんのですよ。だから、この工事現場には施工体制台帳というものが、法律によって作成しなさいということで全部提示しとるでしょう。

その点について、なぜ同一事業でありながら、前段階2週間前に公文書をもろうた折には消さずに、2週間後には金額まで消してこういうふうにして出されるのか。それと、全く立芝のケーブルのようなものは、元請から下請に金額、それから下請が受けましたという伝票、全部出てきとんです、何にも塗らずに。何を基本にそういうふうに行行政運営やりよんですか、その点についてお伺いします。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 2点御質問を頂きました。

まず、道の駅たけはらの件でございます。

これにつきましては、2問目の立芝の方もあるとは思いますが、我々が黒く塗って開示しないという判断をする時は、先ほどの答弁にもございましたように、竹原市情報公開条例の第6条の規定を適用致しております。それらを参考にしながら公開する可否の判断をしております。ただ、そのような中でも先ほどの施工体系図でしたか、そちらの方が現場に設置されている期間とかというのがありますので、可能性の問題なんですけど、請求の時期によってはそのような差が出てこようかというところがあるということでございます。ただ、申し訳ございません、その点につきましてまだ私の方がよく確認をしておりませんので、申し訳ありませんが、可能性の問題として、よろしくお願い致します。また、これにつきましては、今、議員から御指摘頂きました取り扱いについてばらつきがあるという点につきましては、これは真摯に受けとめましてそのようなことがないよう、今後、開

示、非開示の御案内をさせて頂く時には、しっかりそういった理由を説明できるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） 私はそういうことがあって、県がやりよう急傾斜地、宮原、それから国道の防潮堤の国の仕事、それから大乘の道路、へえで竹原市忠海小中一貫校、何も塗つとりやしませんよ。施工台帳に一個も塗ったところはないんですよ。何寝とぼけたことを言うん。この法律に基づいて公衆に見えるところへ提示しなさいというんが建設業法なんですよ。何で国が求めとることの、反対のことをやるんですか、あんたは。

市長、あんたにこれを見せただろうが一遍、市長室で。公文書が出た折、あんたらが言うのは怪文書言うんですが、若い議員さんも支持者から電話をかけられるというから、しょうがない、あんたんとこ行ったんじゃが、1回。人心一新しなさい言うて。その折に、副市長も何も首切つとけばえかったんよ。知らんふりしとったんじゃろ、あんたはそのまま。わしゃ現場を確認せにや物は言やあへんのよ。法律に基づいたものが一切消しとらんのに、何で消すんですか、あんたら。意図的に消すんじゃろうが。そういう判断しかできないじゃないですか。わしゃ、黒に塗ったやつ出されたから半日かかってずうっと回ってから、一番上、こうやって、県の仕事やなんか、建退共保険入つとりますよという、この業種、仕事は保険入つとりますというて黄いな看板があるんよ。竹原市は、保険入つとるか入つとらんのか確認もせずに指名しようるんじゃないんか。これは、義務付けられとんじゃから、副市長、あんたも県じゃからわかるじゃろう。保険入つとらん人間は指名せんのよ。そういう、竹原市が発注した業者が建設業法に基づいて全部、これら見てみんさい、忠海やなんかベニヤ何枚、5枚ぐらい張つとるんです、下請業者を。ずうっとあつこの入り口へ。それを何で消すんか、もう一遍説明してください。

議長（北元 豊君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 公共事業に関して現場の見えやすい場所に、公衆の見えやすい場所に施工体系図を掲示することが建設業法で義務付けられておまして、主任技術者等の氏名がオープンになっているじゃないかという御質問でございます。

この件につきましては、建設業法24条7の第4項では「特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。」とされております。また、竹原市情報公開条例第6条第2号に基づき個人に関する情報であ

り、公開することにより当該者の権利、利益を害する恐れがあるため非公開としたものでございます。

わかりやすく言いますと、工事現場においては建設業法に基づいての対応、一方では情報公開条例につきましては、竹原市の情報公開条例に基づき適切に対応をしてみたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） そがいな訳もわからんことを言よっちゃつまらんのよ。国の法律は何を目的で法制化されとるん。今も言ったように、情報公開の対象にならんのよ。なるというんなら今度は審議しませんぞ、建設関係を。その建設業者が、資格持つとんですか、どうですかというて問い合わせたら、あんたらわかりませんというんか。冗談じゃないで。建設業法が公表しなさい、公衆が見えるところへ提示しなさいとなつとるものを、個人情報は何適用されるん。日本語を訳したら、そりゃ、わしゃよう訳さん。あんたら何を、誰をかばってそがいなことを言ようるん。情報公開の本旨というものは何か。できるだけ公表しなさいということじゃろうが。だったら、今の1週間前に消しとらんのと、今度1週間後に消したというのは何ね、情報公開かそりゃあ。金額だけ消してきたんよ。それが情報公開適用かというんじゃ。都市整備課長、訳のわからんこと言よったらつまらんのよ。我々もそれなりに調べて質問しよんじゃから、お互いに理解できるような、市民のための議論をせにゃ。今度は我々に建設関係の議案が出てきたら審議できませんよ。当然、竹原の指名業者というのは皆オープンにして申請しとるはずなんじゃ。だから、県へ申請しても年間の経営審査の結果というのは全部出てくるんよ。上級省がそういうてやつとるのに、何で竹原市はそがいな消したり消さんかったりするん。消さんのならこういう法律に基づいて、6条を何を拡大解釈をしようるん。我々は全てを審議するんじゃから、予算も施設の内容も。そこへ無資格やなんかはできんじゃろう、違法じゃから。だから、こういう仕事については、例えばコンクリ打ちの責任者は誰々です、その人間が資格を持つとるか持つとらんか、この契約約款にあるように登録、これ皆あるんじゃから、委任者または下請人に係る事項として。あんたが今言うように7条の2項、建設工事契約約款に、名称及び所在地、建設業法第24条第100号第3条第1項の規定による建設業の許可年月日及び許可番号、下請金代金、下請部分の工事内容、主任技術者の氏名及び生年月日、技術者の資格、これをこの施工体制台帳によって公表しとるんです。

公務員ですよ、あんたら。誰に給料をもらいよるん。もっと理解できるような、我々は

市民代表じゃから、代弁者ですから。市民に説明できるような答弁をもらわんと、引っ込みがつかんのよ。市長も、こっちに6期も座りようたんじゃろうが。もっと真剣にやらんとだめよ。だてや酔狂であんたに言うたんじゃないんで、この文書を持って行ったろうが。消したり消さんかったりするのはどうなっとんなというて。そこらに座りよう職員にだまされてから、はいはいというてこがいな回答書を出したんじゃろうが。なまやすう降りるものではないんで、わしゃ。

議長（北元 豊君） 宇野議員，もう少し冷静に質問をしてください。

12番（宇野武則君） 冷静にやったら，まともに答弁させえや。もう一遍答弁もろうてください。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 施工体制台帳と施工体系図という部分の建設業法上の取り扱いと情報公開条例に基づく開示の内容という形の御質問というふうに承りました。

まず前提に，施工体制台帳という部分と施工体系図という部分の取り扱いという部分は，2つ違うことがございます。施工体制台帳という部分では，業者が現場に据え置きなさいと，発注者側が供覧をしたいという時には見なさいというふうになってます。ただ，施工体系図というのは，議員申されましたように現場の見やすいところに掲示をなさいというふうになっておりますので，施工体系図と施工体制台帳という部分につきましては，内容とオープンの方というものが異なっているという前提でお話をさせていただきます。

あともう一つ，下請の部分について全て開示をするのかしないのかという部分でございますが，今，黒塗りになったものないものというのが様々にあるという話がありました。開示をするしないという判断の中で，例えば工事が行われている場合の下請の者につきましては，元請と下請の契約，民民の契約の中でどういう取り扱いがされてるかというものでございますので，そこは我々は，発注者側は，発注者と元請関係の部分の関係を見た上で，適正に工事がなされているかなされてないかという部分を，一定ではありますが，建設業法に基づいて下請人名簿とかというのを出してくださいというふうに言っておりますが，民民の契約をされている部分の金額でありますとか技術者という部分を開示するということが，工事中であればその契約に不合理が生じるという場合も考慮されますので，そういう場合につきましては，黒塗りというような形で対応させて頂いているというのがございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） 冷静に質問致しますから、冷静に答弁してくださいね。

私が質問しておるのは、我々はあなた方から提案される、例えば道の駅なら、道の駅の細部にわたって審査をするんですよ。この法律ができた根拠というのは、何かわかつていますか。バブル崩壊ごろに、中堅ゼネコンが本社経費で30%、支店経費で20%、下請の業者は50%でやっておった事実が全国で何件か例が出たんです。そして、トンネルや急傾斜が崩壊したんです。なぜかというたら、凝固剤とか鉄筋とか生コンを手抜きせにやできんから。大きく当時は新聞に出たんです。その原因を調べたら、そういう形が業者から出てきた訳。これは、日本の中堅ゼネコンです。竹原にもなじみがある業者です。だから、国が法律をつくって、そういう。その当時は、下請、元請の金額も提示しとらんかったです。今、現場に行ったら皆提示しとるでしょ、金額を。だから、この事業の鉄筋関係は何本かというのは下請もわかるんですよ。だから、元請が下請を極端にいじめられんような制度がこれよ。訳わからんのでしょうが、あんたら。昔は、一切元請が入札した金額というのは看板に提示せんかったんよ。今、全部提示しようるでしょ。それから、下請、こういうことですよと金額出とるんよ。

わしが言ようるのは、何でこんだけの53社のケーブルの下請工事の下請業者が、発注しました、受注伝票、全部受注伝票よ、これは。何も消しとりゃへんわ。それをオープンにして何の個人情報なら。税金の滞納とか生活保護とか、わかり切つとんよ、我々も。しかし、昔は税金滞納でもA、Bから10ランク、A、B、Cで、名前だけ消して出せとやうて出させようったんじゃ、議会は。議会にオープンにするのは、そういうことなんよ。しかし、我々も、そういう分で想定してむやみにそのことを公開してはいけない、議員は自らそういう使命があるんよ。だから、自覚をしとるんよ。

わしが言ようるのは、何で同じ市役所の中で消したり消さんかったり、全く消さずに、全く消した文書が出てくるんかということをやようるんよ。あんたらが、何ぼ詭弁を使つて弁明したけえつまらんのよ。市民に聞いてもらえや。こういうものを、こういう事実ですじゃというて、ええ市ですのうと言う者はおらんわ。

今後、直すんなら直す言わにや。誰が納得するんなら、こねえなものを。同じ公共事業で塗ったり塗らんかったり。個人情報が入る訳ないやろうが。我々、予算を議決しとるんで。公共事業、じゃあ議決しませんぞ、今度は。そう言われたら、あんたら困ろうが。市

民の税金じゃから、個人情報が入る訳ないじゃろうが。それを考慮して誰が個人情報になるんよ。個人情報というのは、個人の名誉を傷つけるということよ。市民の公金で発注した事業が、何で個人情報になるん。訳もわからん答弁してくれな。答弁拒否せえ、それなら。だから、今後どうするんですかと言ようるんよ、副市長。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 開示した資料につきまして、3週間前あるいはその3週間後において内容に不整合があったという部分につきましては、開示の考え方という部分はもう一度整理をさせて頂いた上、一定の考え方のもとで提示できるように、その部分につきましては、改善をさせていただきます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） 情報公開については、そういうところでお互いにね……。

議長（北元 豊君） マイクをお願いします。

12番（宇野武則君） あなた方が提案権は持っておるんですから、その提案された案件について我々は審議し、そして議決するんですから。その原資というのは市民が納めた税金ですから、やはりできるだけこういう公共事業についてはオープンにして。こういうことをしようすると、逆に個人情報じゃないんよ。闇の道へ入るんよ。これからはお互いにそういう面は何を改め、何を市民のために追求していくかということは真摯に考えて、やらなきゃいけないなというふうに思っております。

続きまして、地域情報基盤整備事業について再質問致します。

プロポーザル方式。これは、壇上で言ったようにいろいろ例はございます。しかし、基本的に違うんが、竹原市の場合違うんが、まず資格審査の問題なんです。要するに、竹原市の指名審査に沿った基準の業者じゃないとできませんよというんが、前提条件なんです。法律違反なんですよ、無資格の人間に出したら。こういう法律は、昭和44年にできたんですよ、弁護士法の改正とともに。資格を取ってやりなさいよ。だから、加茂市とか安曇野市とか、基準があります。参加資格というんがあるんです、当然あるんです。だから、設計は設計で分けにゃいかんのです。これは当然無資格です。指名業者になろうとする者は、竹原市の場合どういう基準がありますか。その点、まず教えてください。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） このケーブルテレビの運営に関しまして情報通信技術というこ

とになりますが、これについて竹原市では登録であるとかそういったものはございません。ただ、設置と運営に関しまして、特にこれに関して入札参加資格等の資格を求めるものでないということでございます。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） わしが言うのがわからんのんかのう。

ここへ、プロポーザルへ参加できる者とあるん。これは加東市。ここへ加東市指名競争参加資格名簿に登録されていることとあるんです。この条件が満たされないと、指名できるはずがないでしょう、プロポーザルだろうが、何ポーザルじゃろうが。無資格の人間に指名をして、会社設立が12月ぐらいたった、半年でたけはらケーブルネットワーク山本静司社長に選定したんよ。無資格の人間に、プロポーザルで選定する基準があるんかどうか。ある訳ないでしょう。あったら教えてください。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） これは、工事入札ではございません。工事入札等でいきますと、それぞれ建設であればありますけれども、これはプロポーザルという随意契約ですので、特に参加資格を求めるものではございません。先方の方で、いろんな関係の中から、下請等を使いながらやっていくという状況でございます。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） じゃあ、無資格でも何でもええんですね。この安曇野市なんか全部同じよ、募集する前提条件が。

それで、あんたらが出さんかったから。これは設計です、設計事務所。文書を書いて、わしゃ書類の提出をお願いしたんです。そうすると、これは返ってきたん、これは返ってきて、両方とも返ってきたん。返ってきたからおかしいなあ思ったら、この文書がついて返ってきたん、一つは。それで、監理の方は東京ですから、両方へ、私は竹原の市会議員ですが、こうこうという理由をつけて、私は竹原市の市会議員です、文章を差し上げる御無礼をお許してくださいという書き出しで内容を書いた。へえで、山本静司から貴社に仕事がいつとるが、また工事現場責任者という奥村浩志氏であります。私は、別紙のような社長印のない書類が、公文書扱いされてることに信じがたいものがあります。まことにぶしつけなお願いであります。同封の書類が、貴社のたけはらケーブルネットワークに提出された書類であるか、是非御一報ください。また、この事業を下請されているのであれば、下請人名簿を提出されているはずで。次のものの写しを頂きたいをお願いします。

下請契約書，注文書，注文請負書の写し，この事業の主任技術者，氏名及び資格証の写し，主任技術者が当時貴社と雇用関係にあった保険証の写し。私は，貴社に対して疑義を持っている者ではなく，竹原市が公共事業において正規の手続を施行しているかの調査を，私の政治活動の一つとして行っております。そのための参考資料として必要でありますので，何卒お願い申し上げますという文書を出しとん。両方とも返ってきたんです，これ。

返ってきたからおかしいなあと思うたら，この設計監理事務所からお手紙を頂きました。どういう手紙かというと，システム通信株式会社破産開始決定。システム通信株式会社，京都市の田邊良伸は7月19日，京都地方裁判所において破産手続の開始決定を受けた。破産管財人には日下部ヒロシ弁護士。負債額は3億円ということです。

竹原市が発注して間もなく，倒産しとるんですよ，倒産。あなたはこれを，こういうものを精査した折，何で東京や京都の方へ出したんかなという不審は思わなかったんですか。わしゃすぐ不審に思った。思ったから手紙を出した。広島県には何ぼでもおるんよ，竹原市にもおる。

だから，市長，こういう不透明な竹原市の対応について，だから下請金額を何も出さん言よんじゃないんですか。出さんのじゃない，出されん理由があるんでしょう。だから，全くたけはらケーブルネットワークから，この業者の内容についての下請内容について報告受けていないというんですか。どうです。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 下請人選定通知書のことだと思います。

これにつきましては，平成22年2月に双方から頂いております。現場責任者名と下請人名称ということで，頂いております。

以上です。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） 私は，言っておったように，私がもろうとる文書でも，現場監督員とあるんよ。本来，主任技術者でなけりゃないかんよ。だから，こういう文書を出したんよ。出したら，この設計監理事務所から，質問の件について同封頂いた書類。次に，弊社は，たけはらケーブルネットワーク様の下請として竹原市地域整備基盤事業調査実施設計及び設計監理業務を実施しました。たけはらケーブルネットワーク様との下請契約等，関連書類について，原本及び控えの書類は元請であるたけはらケーブルネットワーク

様で所有されております。よって、たけはらケーブルネットワーク様より入手をお願い致します。また、本委託業務は調査設計及び設計監理業務の委託であり、建設業法でいう建設工事ではないため、主任技術者の選任は必要でないとの認識で、たけはらケーブルネットワーク様の下請として従事致しました。ただし、委託業務実施に当たり、現場責任者という名義で佐々木信治を、現地竹原市に常駐させ委託業務を滞りなく実施する体制をとりました。これによると、全てここがやったような内容なんよのう。竹原地域通信基盤整備事業調査実施設計及び設計監理業務委託を実施しました。これ1社がやったんか、それとも倒産した会社もそれまでやって、倒産したのか。これは議会が済んだら、私の方の弁護士から、先方の弁護士にその状況を調査していきます。もし、ここにわしゃ、このケーブルの問題点があるんじゃないかというふうに思っておるんですよ。だから、もうちょっとプロポーザルであろうと、何であろうと我々議員が考えますと、やはり誰が見ても4,000万円も随契をやるのに、技術者がおるんかおらんのか確認もせずに、会社をつくって半年の業者を選任するような、訳もわからん市は全国にありませんよ、実際。そういう法律が通るんなら、言うてみなさいや。通る訳ないじゃろうが。

だから、随意契約ができる法律というのは、あなた方が言う167条の2第1項第1条の適用。それは、ぴしゃつとした会社の場合はそうですよということなんよ。その会社が、資格者も全部対応ができますよという、だからプロポーザル方式を選定する折には、5名で委員会を結成しなさいよという法律がある訳よ。ほうでしょう。それに基づいて基本的なものというのは、対応できる技術者がおらにゃ発注できる訳ないでしょうが。そりゃ、建設業法違反よ。建設業法でなくても、それに対応する法律違反で明らかなんよ。無資格者にやったんじゃ。

もう一点は、この事業を進めるために設計監理と、それからタネット関係、放送関係の事業を一体的にやったことなんですよ。実施設計、設計監理なら近くには中電工やなんかも皆持つとんじゃから、資格。ただ、自分とこのケーブルをやるから一応法的には疑義があるんです、関連業者じゃから。しかし、あなた方が特殊じゃというものについては、総務省の関係する放送法に基づく業種なんよ。たけはらケーブルネットワークのタネットは、主力ですから。だから、分離して設計することが本来は普通なんよ。明確に簡単なんよ。これは、夏休みの1カ月半プールを管理するん。警備の資格を持った者というんが前提条件なんよ。溺れたりしようたら、それを救助する力がなあと委託できませんよ、これプロポーザル方式で選定したんよ。小まいプールみたいな、1カ月半でも。

だから、普通は、あなた方が随契やるとしたら、設計監理を別個にしてタネット関係をプロポーザル方式で選定しとるんなら、わしゃ何も言やあせんよ。それなら、許認可事業じゃから、総務省の。しかし、設計監理は違うんよ。実施設計がなけりゃな指名できる訳ないじゃろうが、どがいな人間が考えても。わしゃそう思うて信じ切っとるんじゃが、その点いかがですか。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） まず1点目の主任技術者の御質問がございました。

主任技術者につきましては、先ほど御指摘頂きました下請の方をという訳ではございませんで、主任技術者は当時からタネットの方に常駐しておったという状況でございます。

それとあと、設計の部分です、これ167条の2の第1項第2号になるんですけども、プロポーザルで選定したものと、設計は分けるというお話でした。

これは、これまでも何度も御説明させて頂きましたけれども、どうしてもこういった放送事業に関しましては、まずアイデアを提案して頂くというのが、まず第1でございます。その後、別の業者が設計とか施工管理を請け負うと、そこにソフトの部分とハードの部分と乖離が生じるということになってまいりますと、なかなか今度は運営事業者も決定しないという状況になるということから、こういったふうに運営事業者をさきに決定し、そこにそれに基づく設計を委託するというやり方が、これが一般的でございます。これに関しましては、今回の総務省の情報基盤整備事業に関する交付金の要綱にもございますし、また当時行われておりました県内各市町での同様の事業も同じようなやり方です、プロポーザルの方で業者を決定しておるという状況でございます。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） そんなこと言ようたらもう切りはないんですが、このシゲタヤスノリさん、これはあなたが今言うように技術者なんです。これが、今言うように総務省関係の技術者なんです。この人が設計監理できるんなら、要するにこの法律では一部のものを委託する、丸投げはいかんのですから、一部のものを下請に出す場合には、市と協議して出しなさいとなっとんよ。だったら、事実関係を質問しますが、たけはらケーブルネットワークでどこまで設計したん。そうやって行き着くまで行くんよ。わしは、この問題はまだまだ裏がある思うてやりようるん。

例えば、NTT関係で竹原市に最高のレベルの人がおったよ。この方は1,000万円投資しとるんよ。5,500万円の株券の中で。当時は、この人が社長になるんじゃろう

と、ずっと市民は皆そう感じとったんよ。8割方できたら、会議に呼んでもらえんようになった。事実なんで、これは。だから、その人は裁判するといふとこまでいったんよ。だから、そのままその人は、もうオミットになったん。ほれで、あの定款を見たらわかるように、株券は払い戻しできないようになってるんよ。2年ほどして500万円戻してもろたんよ。あんたら犯罪人のとこへ、半分足を突っ込みよんで。わしら、やめりゃへんのじゃから、徹底的にやるんじゃから、あんたらがそういう答弁をしようたら。

もしも、こういうもんが明るみに出たら、市長、あんた辞職せにやいかんのじゃ、ほんま。この前、わしゃ3月に言うたでしようが。あんた、今年あんた自らが予算つくったんじゃと。前回の予算は、小坂政司がほとんどつくったもんじゃから、わしゃ言やあへん言うて。100億円の予算を組むといふことは、あんたの責任はそういうことなんで。ぼさっとそこらの、連中に甘いこと言われて、はいはい言ようたら、あんた予算がおかしいと思うたら検証せにや、どうなつとんねといふて。あんたが何ぼ市長じゃといふても、日本国の法律を超えることはできんのじゃから。だから、契約約款でも相続の文書でも何でも日本国の法律を遵守しとなつとんよ、その契約を履行しなさいと。これが、あらゆる建設業法の冒頭にあるんよ、頭に。そういう疑問があるもんじゃから、もうちょっと誠意を持ってあなたらは答弁せんと。これから、私は向こうの弁護士にもどういふ金額で請け負ったんか、全部調査しますよ、これから。4,000万円の随意契約が300万円、500万円で下請に出しとつたら大変なことよ。

それから、もうちょっと言いますと、この16社の指名業者から始まって、竹原市の職員が16社の指名できる訳ないんじゃから。皆、業者に主導されとるんよ。だから、談合に関わらん者は、全部辞退届出しとんよ。へえで、わしゃ電話したんじゃから、中電もNTTも。忙しいけん、予算が合わんけんといふ理由で2社が辞退して、中電が1億円、NTTが5,000万円、下請しとるんよ。本来これもあり得んことなんよ。

副市長は県じゃから、副市長、同一業者、辞退したもんが下請できますか。事例があったら言うてみてください。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 業法上、入札参加資格、例えば一般競争入札で応募をされた方が下請に回るといふことを規制しているといふものはございません。ですから、法律上、建設業法上、できないかと言つたら、できなくはないと。ただ、モラルの問題でどういふふうになりかといふところはありますけど、一般論といへばそういうふうになり

ます。

以上です。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） 今言ったように、予算が合わん、忙しいから工事を受注できないという理由なんよ。だから、辞退届と現実というのは、整合性が保てんでしょ。本来は、こういうことはあり得んで。何がこうなったかというたら、今言うように1,000万円の投資した人間がNTT関係じゃから、電柱の使用料の話がつかんかったというんが専らのおわさなんよ。そういう現実があつたら、わしゃ後に引きませんぞ。へえから……。

議長（北元 豊君） あと14分ぐらいです。

12番（宇野武則君） ふれあい館です。市長、先般私は忠海の東、西の廃校に行きました。廃校式というのは行ったことはないんですが、校長さんがずっと、西は120年の歴史の中で当時の子どもは何ぼおって今何ぼですというお話を聞きながら、ほんまにさみしい気持ちがしましたよ。やらざるを得なかった市長の地元であります。その最大の原因は何だと思えますか。

議長（北元 豊君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 忠海の廃校……

（12番宇野武則君「原因は何か言ようるんじゃ。しゃべらんのんなら黙っとれ」と呼ぶ）

失礼しました。廃校と申しますか、就学前と致しまして田万里保育所と仁賀保育所の方を休所をしております。その原因に……

（12番宇野武則君「市長、答弁してください」と呼ぶ）

つきましては、子どもの減少ということで……。

議長（北元 豊君） 時間がないので、簡明な答弁をお願いします。

（12番宇野武則君「議長」と呼ぶ）

12番宇野議員。

12番（宇野武則君） 今、声が小まかったんかどうか、聞こえなかったんじゃろう。私が市長に質問したのは、忠海の東と西の廃校式へ行った言ようるんよ。

（「閉校式」と呼ぶ者あり）

閉校式か、閉校式へ。行ってから当時の歴史をずっと校長さんが読んだ。子どもが10分の1以下ですか、忠海東は32人でしたか、先生が12人おられました。ということ

で、その閉校した最大の原因は何ですかということ聞きようるん。市長が地元じゃから、市長も読んだんじゃから。ようわかっとうろ。

議長（北元 豊君） 市長，答弁。

市長（吉田 基君） いろいろと、本当にどのようにお答えしていいのか。端的に言うと少子化であります。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） 初めて、ええ答弁聞いた。

この施設は、築40年なんです。当時は、御承知のように税理士の方が銀行から払い下げを受けて、そして土地、建物を商売にしておられる創建ホームが買い取って、それで当時は2カ年無償じゃったんです。それで、無償が終わる折に、わしゃ理事長に会って、創建ホームは土地、建物の売買が主事業だから、あんたらがここへおっても買い手がついたら売るんでとって話をしたんです。そうすると、もうどっかへ出ようと思よんですという話じゃった。へえで、その後、三、四カ月して大広苑の会合で会った。あれどうなったんなど言うたら、固定資産税を払うようにして継続したんです。それから、本格的な委託事業が始まったんよ。しかし、当時でも理事長らが、事務長がどこでどういうふうをお願いをしたんか、誰を通じてお願いしたんか、なかなか市長の判をつくまでいかんじやろう思うが、誰かが仲介したんでしょ。

それから、家賃が設定され、私有家賃を3年で倍にしたというのは、思いが違うんです。だったら、市が言うように周辺の家賃を参考にして上げたんですというんなら、なぜ初めから180万円にせんかったんかということなんです。納税者の感覚からいうたら、毎年10万円、20万円、一番多いのは40万円近く上げとんですよ。それで、納税者が納得しますかと言ようんじや、わし。

質問の本質はそこにあるんですよ。委託事業だから。しかし、学校の職員上がりがこげえなことをやりようる者はおらんの。本人は当初は、寄附金と子どもの収入で賄えるという簡単な考え方だった。どっこいそれがいかんから、おねだりしたんやろうと思うんですが。小坂市長に、創建ホームはこれの買収の話が出たんです。これは、本人から聞いたんじや。これを頑として認めんかったのが、副市長なんよ、やめた。新しい副市長じゃないで。三好副市長よ。あんたと仲がえかったんか、悪かったんかわからんが。そりゃ、絶対に買うちゃいかんと言う。こういうことをしようると、市長と権力者の癒着というのが表面から出るから。典型的なのが、銀行の公園よ。

ということで、市が断ったら木村さんが買ったんです。買ったのはええんですが、これがまた、あっこの初めの契約書を見たら理事長と山本社長の何も消しとらんよ。今度は木村になったら、ぼこぼこぼこぼこ理事が10人ぐらいおるが、ぼこぼこに消しとらんよ。

議長（北元 豊君） 残りあと5分です。

12番（宇野武則君） 消しとらんよ。とにかく、何でこげなことをするんかの思うて。あんたが言う個人情報なら、社長印も理事長の印鑑も消さんでもええんよ。前、消しとらんかったんじゃから。今度は、個人情報が稲が生えるように生えてきたんかのう思うんじやが。そういう、行政の一貫性のない運営というのは市民に理解してもらえんのですよ。

皆、権力者が、こういう公金に手を突っ込み出す行政というのは、もう終わりが近いんよ。政治というのは、底辺の者に温かく力を注がにゃ。はっきりしとるのは、広島県。独身寮、今年2つやめたでしょ。そして、3カ所を2つやめて1カ所にして、その1カ所へ手厚くやるという。2,000万円浮いたんよ、維持管理費が。

市長、市長と三原の市長は同級生じゃなあが、同じ高等学校でしよう、前後は違うかわからんが。この間、三原市市営住宅263戸廃止対象。これをやって、売りようるんよ。市民に払い下げ。市長、あっこへ行ってちいと勉強すればええわ。給食費滞納、法的措置も、これも三原や。政治というのは、公平、公正というのは、今市長らがこの答弁書で、個人情報でも言いよったが、やはり払えるものは、国民の義務じゃから。払える者が、払えんのは法的措置もとりますよというのが、この三原市の。皆そうなんじや。福山市、公民館集約。小学校区に1施設。小学校統廃合促進新基準。これは文部省。こまめなところは旧廃校の備品売ります、庄原市が180点。

のほほんと、100億円を超えた予算を組んだんじやと言ようたら、国は2020年には赤字体制から脱却すると言よんじやから。市長もわかるように、竹原市も三割自治ですから。10%削減されたら、野放図にこういうものをいつまでもやりようたら、舞が舞えんようになりますよ。国から県へ来たら、県は一律に削除すんじやから。竹原市さん、あなたは市長よう頑張りようるけん、そのままにしましようというのは絶対に言やあせん。竹原市はもっとやられるわい。

今度はええ助役が来られたんで、県とのパイプになってもろうて。

ここへ、市長。こういうようなチラシが3遍出たんよ。ケーブルのチラシ3回出たんよ。21年から、営業し出して、ごく最近出たんがこれよ。ここに、引き込み工事費8万

4, 000円であるんよ。今, 市長が11万円と答弁したわね。それから, もうちょっと詰めて言いますわ。

幹線ケーブルは, 全市に引いたんよ。引き込み工事費というのは, 当然契約者, 個々の家庭からの契約によって引き込みするんよ。だから, 予算が同じということは, 絶対にならないんよ。だから, おる担当職員がぼろが多いということよ。これだけ, 原理原則がわからんのを置いとるんじゃから, 3人置いとんか, 4人置いとんか知らんが。だから, 冒頭, 私は特殊な事業じゃから人配はやったんですかというて, 公文書で聞いたんよ。人配はやっておりません。わしが当時の市長やったら, 設計監理を必ず市の準職員ぐらいの待遇で呼びますよ, 13億円もやるんじゃから。何でも相談できる, 何でも信頼できるような職員を採用しとったら, 職員じゃない, 業者を……。

議長(北元 豊君) あと1分です。

12番(宇野武則君) こういう問題は出てこんのよ。だから, 何をあんたらが言うても, 資格のない, プロポーザルやろうが何じゃろうが, 資格のない業者は選定できんということを, これからわしも専門的に弁護士さんとも相談してやりますが, わしゃできん思ようるん。他市を見ても, 業者選定に資格がある者をプロポーザル公募の対象にしとる, この事実はやはり正論じゃろう思う。

以上をもって終わります。

議長(北元 豊君) 以上をもって宇野武則議員の一般質問を終結致します。

明6月24日午前10時から会議を再開することとし, 本日はこれにて散会致します。

午後3時59分 散会